

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

令和 2 年 2 月



株式会社リグア

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式432,437千円（見込額）の募集及び株式46,250千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式83,250千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を令和2年2月7日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社リグア

大阪府中央区淡路町二丁目6番6号 淡路町パークビル2号館

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

経営理念

『良心の相互創生』
全従業員・家族の幸せを追求するとともに、
豊かな良心を育み、社会の発展進歩に貢献する。

当社グループは「良心の相互創生」という経営理念のもと、「健康寿命を延ばし、生きることを楽しむ社会へ」というグループビジョンを掲げ、国内約5万院の接骨院に対して、ソリューションを1院でも多く提供し、接骨院の経営安定化を図ることが重要であると考え、接骨院業界における取引シェア拡大に取り組んでまいります。

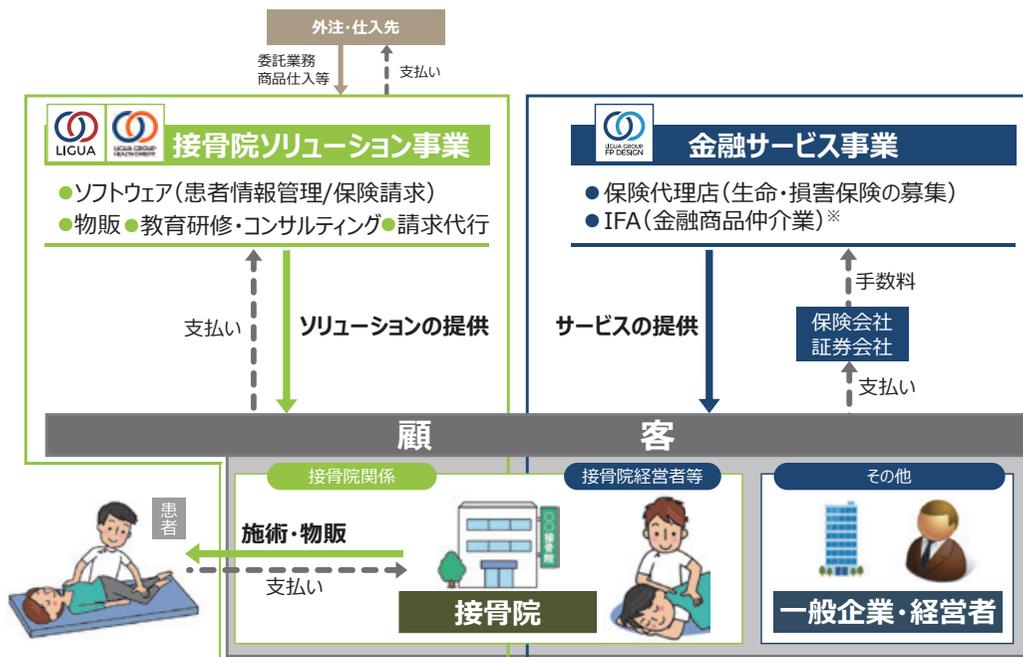
1 事業の概要

当社グループは、当社及び連結子会社2社（株式会社FPデザイン及び株式会社ヘルスケア・フィット）の計3社により構成されており、『健康寿命を延ばし、生きることを楽しむ社会へ』というグループビジョンを掲げ、接骨院などのヘルスケア産業の経営・運営を支援することで、人々の健康意識を高め、健康で豊かな暮らしができる社会の実現を目指しております。

具体的には、柔道整復術^(注)の施術所である接骨院・整骨院（以下、総称して「接骨院」という。）に対して、経営・運営における様々な問題（売上の減少、資金難、経営戦略不足、教育制度の未整備等）に対するソリューションを提供する接骨院ソリューション事業、保険代理店や金融商品仲介業を行う金融サービス事業の2つのセグメントで事業を展開しております。

(注) 柔道整復術とは、柔術に含まれる活法の技術を応用して、骨・関節・筋・腱・靭帯等に加わる外傷性が明らかな原因によって発生する骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷等の損傷に対して、修復・固定等を行い、人間の治癒能力を発揮させる施術を行うことをいいます。

ビジネスモデル(事業系統図概要)



※Independent Financial Advisorの略であり、各証券会社の営業方針に縛られることなく、独立・中立的な立場から資産運用のアドバイスを行う専門家。

2 事業の内容

接骨院ソリューション事業

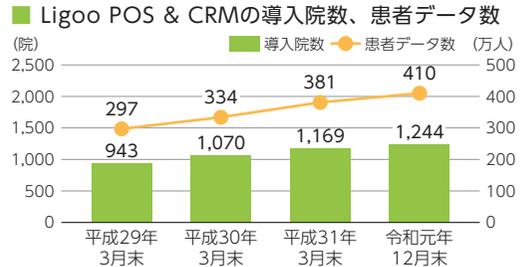
《ソフトウェア》

Ligoo POS & CRM

Ligoo POS & CRM (以下、「CRM」という。)は、接骨院向け患者情報管理システムであります。接骨院は、日々の施術内容をCRMに入力することで、CRMの分析機能により自院の課題を分析することができます。また、複数の接骨院を展開するグループ院においては、本部がグループ全体の運営状況をリアルタイムで把握することができます。

CRMの導入院数は、1,244院(令和元年12月末)となっており、約410万人の患者データが蓄積されております。CRMでは、接骨院業界における全国平均や地域別平均等の様々なデータを集計することができるため、当社では、この集計データを指標として用いたコンサルティングを提供しております。

なお、CRMの売上高は、導入時に発生する初期設定費用、導入後のシステム利用をサポートする導入支援費用、月額利用料にあたるシステム利用料で構成されております。



レセONE

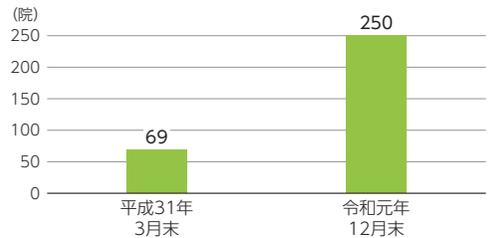
レセONEは、健康保険組合等の保険者に対して、療養費支給申請書(以下、「レセプト」という。)を提出する際に使用するレセプト計算システムであります。接骨院で行われている柔道整復術は、医療保険制度の適用対象^(注)となっております。

当社では、平成31年2月よりレセONEの販売を開始し、その導入院数は、250院(令和元年12月末)となっており

ます。レセONEでは、レセONEに入力したレセプト情報をCRMとデータ連携することができます。レセONEを利用する接骨院がCRMと併用することにより、CRMの分析機能に反映できることが、レセONEの特徴となっております。

なお、レセONEの売上高は、導入時に発生する初期設定費用、月額利用料にあたるシステム利用料で構成されております。

■ レセONEの導入院数



(注) 接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫(いわゆる肉ばなれを含む。)の施術を受けた場合に、保険対象になります。なお、骨折及び脱臼は、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要となります。

《機材・消耗品》

EMS-indepth-

EMS-indepth- (以下、「EMS」という。)は、外部から身体に電気刺激を与えることにより、筋肉を運動させる電氣的筋肉刺激装置であります。EMSでは、一般的に鍛えにくいとされているインナーマッスル^(注1)を運動させることができるとともに、全身運動が難しい方でも部分的なトレーニングが可能のため、当社では、接骨院における自費施術^(注2)での健康増進メニューとして、EMSを販売しております。

(注1) 深層筋とも呼ばれ、身体の深い部分にある骨・内臓・関節等を支える筋肉の総称であり、姿勢の保持や動作のサポート、内臓の正しい働きを促すために作用しています。

(注2) 保険適用外であり、利用者の100%自己負担となる施術。



トムソンベッド

トムソンベッドは、骨盤や背骨の歪みが原因となる痛みへの対処法とした油圧電動式の施術台(一般医療機器)であり、施術者と利用者の両方に負担が少なく、施術時間も短縮できるという特徴があります。当社では、接骨院における自費施術メニューを補助する医療機器として、トムソンベッドを販売しております。

Inject Energy

Inject Energyは、150Vを超える高電圧を用いて身体の深部を刺激することで、疼痛の軽減や筋肉の萎縮の改善等に用いられる低周波治療器（特定保守管理医療機器）であります。当社では、接骨院における自費施術での急性疾患改善メニューとして、Inject Energyを販売しております。

各種教材

当社では、経営・運営・教育・組織等の各分野における当社のコンサルティングノウハウを集約した教材や施術方法等の技術用DVD等を販売しております。

その他

当社では、接骨院向けECサイトである「LiGUA Market」等にて、接骨院で使用する消耗品等を販売しております。また、接骨院における自費施術メニューの充実化を図るため、EMS、トムソンベッド、Inject Energy以外の機材も販売しております。

《教育研修コンサルティング》

各種コンサルティング

年単位など一定の契約期間を基本とした継続型のコンサルティングであります。業績の向上を目的としたもの、財務状況の改善を目的としたもの、組織体制の整備を目的としたもの等、主に接骨院での経営面、運営面の課題解決を図るものであります。



GRAND SLAM

GRAND SLAMは、接骨院の幹部または幹部候補者等のカテゴリ別で行う集合型の研修プログラムであり、当社による研修や外部講師による技術講習等で構成される複数回（5～6回程度）のカリキュラムとなっております。接骨院の業績を向上させることを主眼に置き、各参加者のリーダーシップ力・運営力・問題解決力・数値管理能力・人材育成力・技術力等の向上を図るものであります。

その他

当社では、人材紹介サービスとして、柔道整復師等を主に接骨院に紹介する有料職業紹介「ジョブトス」等を行っております。

《請求代行》

当社連結子会社の株式会社ヘルスケア・フィットは、接骨院等における事務負担の軽減を目的とした療養費請求代行サービス^(注1)を行っております。また、資金の早期支払を希望する接骨院に対しては、提携会社による療養費早期支払サービス^(注2)を提供しております。^(注3)

(注1) 健康保険組合等の保険者に対して、接骨院を代行してレセプトを提出する業務を行っております。

(注2) 保険者からの療養費の入金は、レセプトを提出してから3ヶ月程度の期間を要することから、早期に資金を必要とする接骨院に対して、当社グループの提携会社による融資を行っております。

(注3) 当社連結子会社としての本サービスの提供は、平成30年5月からとなります。

金融サービス事業

《保険代理店》

当社連結子会社の株式会社FPデザインは、生命保険会社20社、及び損害保険会社5社（令和元年12月末）と業務委託契約を締結し、保険代理店として各種保険の募集を行っております。

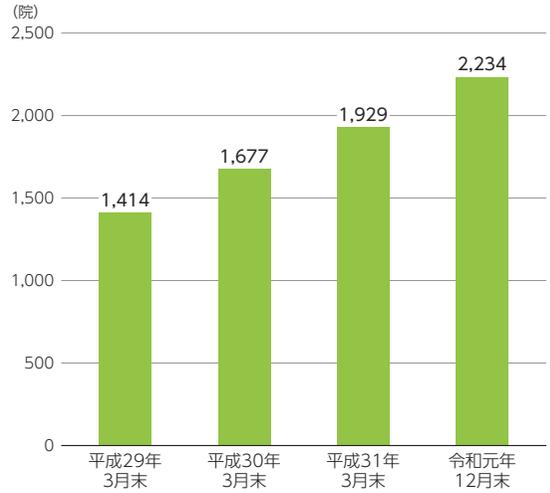
《IFA(金融商品仲介業)》

当社連結子会社の株式会社FPデザインは、金融商品取引業者（証券会社）3社（令和元年12月末）と業務委託契約を締結し、IFAとして金融商品の提案及び仲介を行っております。

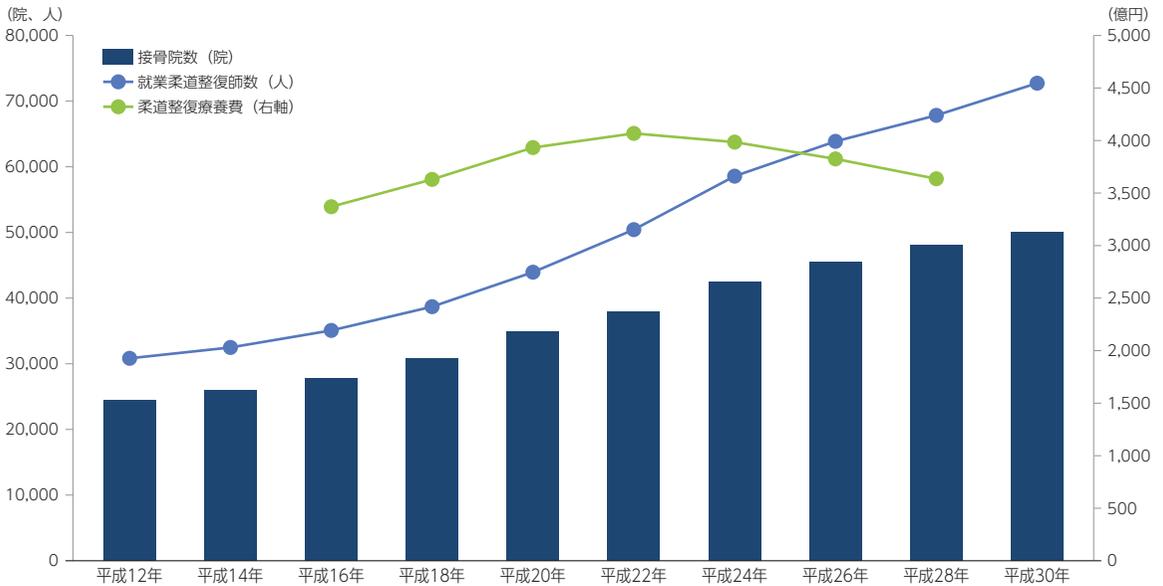
3 対処すべき課題等、今後の取り組み

当社グループが今後より成長していくには、全国50,077院（出典：厚生労働省「平成30年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」）の接骨院との取引シェアを拡大することが最も重要であると考えております。当社グループと取引実績のある接骨院数は、2,234院（令和元年12月末）であり、接骨院数における当社グループの取引シェアは約4.5%となっております。今後も引き続き取引実績のない接骨院に対して新規開拓活動を行い、取引シェアの拡大に取り組んでまいります。

■ 取引実績のある接骨院数



■ 接骨院数、就業柔道整復師数、柔道整復療養費の推移



（出典：厚生労働省「衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」及び「柔道整復、はり・きゅう、マッサージに係る療養費の推移（推計）」並びに「医療保険に関する基礎資料」）

4 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

(単位：千円)

回次	第14期	第15期	第16期 第3四半期
決算年月	平成30年3月	平成31年3月	令和元年12月
売上高	1,470,842	1,809,628	1,527,625
経常利益	161,547	64,762	125,793
親会社株主に帰属する 当期(四半期)純利益	73,717	35,604	83,541
包括利益又は四半期包括利益	73,717	34,759	83,541
純資産額	155,235	159,807	243,349
総資産額	705,131	907,946	1,066,029
1株当たり純資産額 (円)	153.41	157.92	—
1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	72.85	35.18	82.55
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.0	17.6	22.8
自己資本利益率 (%)	62.3	22.6	—
株価収益率 (倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	140,840	3,259	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△108,306	△52,273	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△36,441	137,188	—
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高	193,944	282,118	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	62 (5)	82 (5)	93 (6)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 第14期及び第15期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。なお、第16期第3四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

5. 当社は、平成29年12月20日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

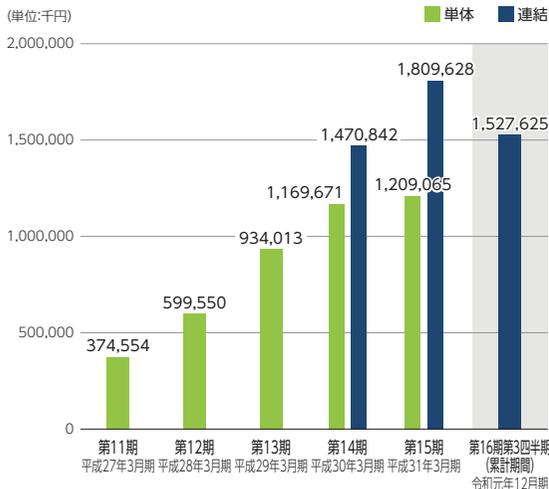
(単位：千円)

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
売上高	374,554	599,550	934,013	1,169,671	1,209,065
経常利益又は経常損失(△)	△69,937	△57,162	54,285	151,930	40,654
当期純利益又は当期純損失(△)	△70,740	△58,334	35,898	64,120	16,509
資本金	50,000	128,600	164,600	164,600	164,600
発行済株式総数 (株)	2,800	3,193	3,373	1,011,900	1,011,900
純資産額	△110,921	△12,056	95,842	159,962	176,471
総資産額	450,064	760,454	722,160	668,193	783,366
1株当たり純資産額 (円)	△39,614.71	△3,775.79	28,414.48	158.08	174.39
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△28,038.30	△20,825.94	10,689.70	63.36	16.31
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△24.6	△1.6	13.3	23.9	22.5
自己資本利益率 (%)	—	—	85.7	50.1	9.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	17 (6)	32 (5)	34 (4)	40 (4)	55 (3)

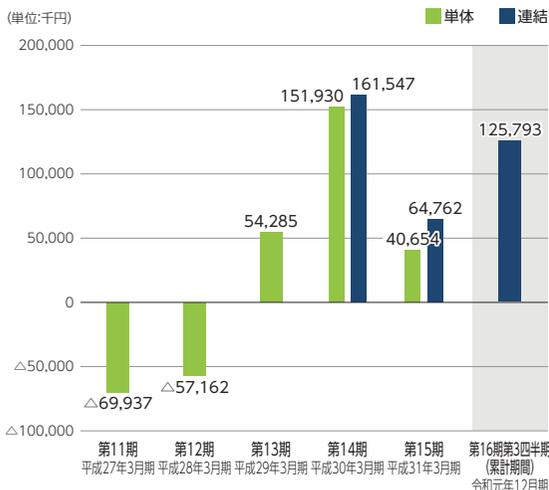
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 第11期及び第12期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 当社は、平成28年3月31日付で子会社であった株式会社リグアBEXを吸収合併しております。
6. 第11期、第12期、第13期、第14期及び第15期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。
なお、第14期及び第15期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第11期、第12期及び第13期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 平成29年12月20日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 平成29年12月20日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第11期、第12期及び第13期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
1株当たり純資産額 (円)	△132.05	△12.59	94.71	158.08	174.39
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△93.43	△69.39	35.64	63.36	16.31
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

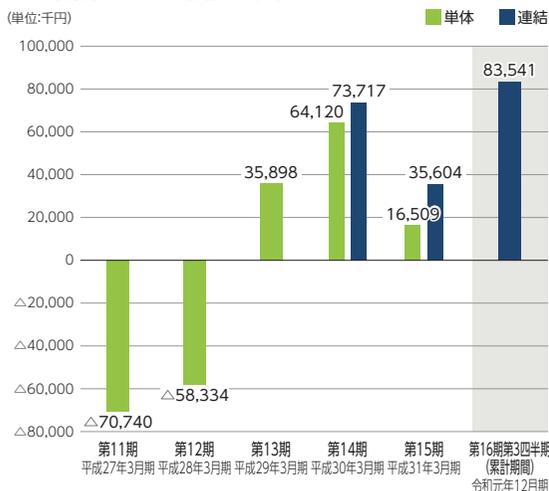
■売上高



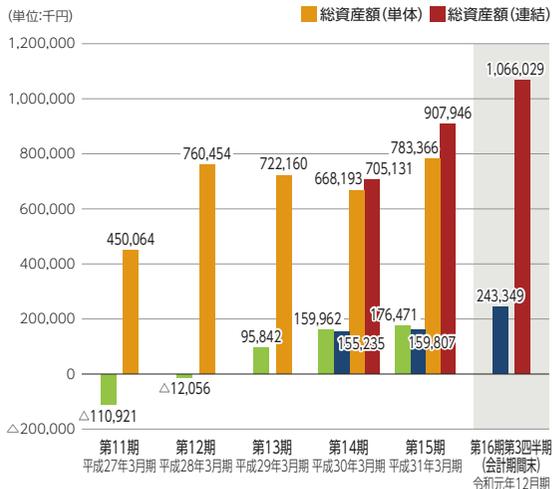
■経常利益又は経常損失(△)



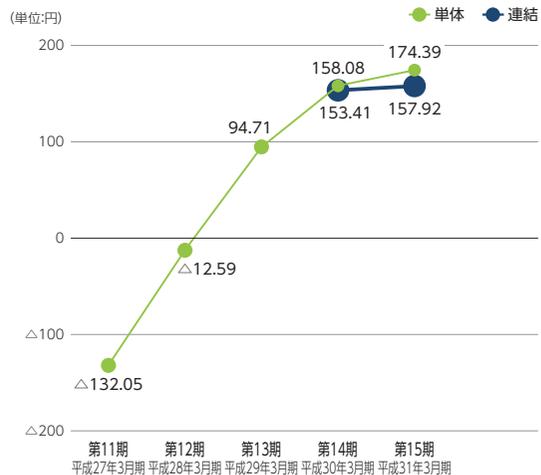
■親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益及び当期純利益又は当期純損失(△)



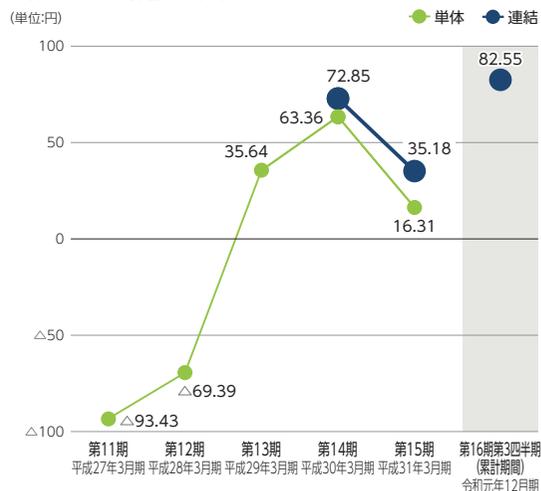
■純資産額／総資産額



■1株当たり純資産額



■1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 当社は、平成29年12月20日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	20
第2 事業の状況	21
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	21
2. 事業等のリスク	23
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
4. 経営上の重要な契約等	34
5. 研究開発活動	34
第3 設備の状況	35
1. 設備投資等の概要	35
2. 主要な設備の状況	36
3. 設備の新設、除却等の計画	37
第4 提出会社の状況	38
1. 株式等の状況	38
2. 自己株式の取得等の状況	47
3. 配当政策	47
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	48
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	48
(2) 役員の状況	52
(3) 監査の状況	55
(4) 役員の報酬等	57
(5) 株式の保有状況	57

第5	経理の状況	58
1.	連結財務諸表等	59
(1)	連結財務諸表	59
(2)	その他	94
2.	財務諸表等	95
(1)	財務諸表	95
(2)	主な資産及び負債の内容	106
(3)	その他	106
第6	提出会社の株式事務の概要	107
第7	提出会社の参考情報	108
1.	提出会社の親会社等の情報	108
2.	その他の参考情報	108
第四部	株式公開情報	109
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	109
第2	第三者割当等の概況	111
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	111
2.	取得者の概況	112
3.	取得者の株式等の移動状況	112
第3	株主の状況	113
	[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和2年2月7日
【会社名】	株式会社リグア
【英訳名】	L i g u a I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川瀬 紀彦
【本店の所在の場所】	大阪市中央区淡路町二丁目6番6号 淡路町パークビル2号館
【電話番号】	06-6232-1800
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 大浦 徹也
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区淡路町二丁目6番6号 淡路町パークビル2号館
【電話番号】	06-6232-1800
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 大浦 徹也
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 432,437,500円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 46,250,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 83,250,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	275,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

（注）1. 令和2年2月7日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、令和2年2月26日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）及び本募集と同時に行われる後記「第2 売
出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による
売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、45,000株を上限として、SMB C日興証券株式会
社が当社株主である川瀬紀彦（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オー
バーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売
出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売
出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、令和2年2月7日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による
売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式45,000株の新規
発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又
は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

4. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下
「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記発行数のうち、14,000株を上限として、当
社グループ従業員の福利厚生を目的に、リーググループ従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）
として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」
に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）で
あります。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参
照ください。

6. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

令和2年3月5日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は令和2年2月26日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	275,000	432,437,500	234,025,000
計（総発行株式）	275,000	432,437,500	234,025,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、令和2年2月7日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、令和2年3月5日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,850円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は508,750,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 令和2年3月6日(金) 至 令和2年3月11日(水)	未定 (注) 4	令和2年3月12日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、令和2年2月26日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、令和2年3月5日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、令和2年2月26日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び令和2年3月5日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、令和2年3月5日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、令和2年3月13日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、令和2年2月27日から令和2年3月4日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 難波支店	大阪市中央区難波五丁目1番60号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社 株式会社SBI証券 エース証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都港区六本木一丁目6番1号 大阪府中央区本町二丁目6番11号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	275,000	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、令和2年2月26日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(令和2年3月5日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
468,050,000	9,000,000	459,050,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,850円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額459,050千円に本第三者割当増資の手取概算額上限76,321千円を合わせた、手取概算額合計上限535,371千円については、以下の使途に充当する予定であります。

①設備資金

設備資金の内容及び充当予定時期は、以下のとおりであります。

- ・当社が提供しているソフトウェア(Ligoo POS&CRM、レセONE等)の追加機能及び機能強化のための開発費用として413,565千円(令和2年3月期:13,415千円、令和3年3月期:250,150千円、令和4年3月期:150,000千円)
- ・当社東京事務所の移転に伴う設備費用として5,000千円(令和4年3月期:5,000千円)

②運転資金

運転資金の内容及び充当予定時期は、以下のとおりであります。

- ・接骨院業界における当社の取引シェアの拡大を目的とした広告費用として67,000千円(令和3年3月期:36,000千円、令和4年3月期:31,000千円)
- ・当社グループにおける人材の確保を目的とした採用費用として48,000千円(令和3年3月期:24,000千円、令和4年3月期:24,000千円)

残額は、当社がソフトウェア開発のために金融機関より調達した長期借入金の返済の一部として令和3年3月期において充当する予定です。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

令和2年3月5日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	25,000	46,250,000	兵庫県芦屋市 川瀬 紀彦 25,000株
計(総売出株式)	—	25,000	46,250,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,850円）で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 令和2年 3月6日(金) 至 令和2年 3月11日(水)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 SMB C日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日（令和2年3月5日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料
は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機
構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を
行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の
(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	45,000	83,250,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	45,000	83,250,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 6に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,850円）で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 令和2年 3月6日(金) 至 令和2年 3月11日(水)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、45,000株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、令和2年3月24日を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から令和2年3月24日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、令和2年3月5日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエアプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が令和2年2月7日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 45,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注) 2
(4)	払込期日	令和2年3月26日(木)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、令和2年2月26日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、令和2年3月5日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である川瀬紀彦、当社株主である藤原俊也、石本導彦、城守和幸、糸野聡史、霜出翼、文元達也、大浦徹也、畠山兼一郎、ネオス株式会社、藤原陽子、小山敦彦、Team Energy株式会社、永野勉、リグアグループ従業員持株会、小田全宏、杉浦佳浩及び代表世話人株式会社は、SMB C日興証券株式会社(以下「主幹会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の令和2年9月8日までの期間中は、主幹会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主であるK&Pパートナーズ1号投資事業有限責任組合、藤本幸弘、K&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合、みずほ成長支援投資事業有限責任組合、日本アジア投資株式会社、J A I C企業育成投資事業有限責任組合及び株式会社パイフowardは、主幹会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の令和2年6月10日までの期間中は、主幹会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の令和2年9月8日までの期間中は、主幹会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期
決算年月	平成30年3月	平成31年3月
売上高 (千円)	1,470,842	1,809,628
経常利益 (千円)	161,547	64,762
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	73,717	35,604
包括利益 (千円)	73,717	34,759
純資産額 (千円)	155,235	159,807
総資産額 (千円)	705,131	907,946
1株当たり純資産額 (円)	153.41	157.92
1株当たり当期純利益 (円)	72.85	35.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	22.0	17.6
自己資本利益率 (%)	62.3	22.6
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	140,840	3,259
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△108,306	△52,273
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△36,441	137,188
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	193,944	282,118
従業員数 (人)	62	82
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(5)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 第14期及び第15期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

5. 当社は、平成29年12月20日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月	平成31年 3月
売上高 (千円)	374,554	599,550	934,013	1,169,671	1,209,065
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△69,937	△57,162	54,285	151,930	40,654
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△70,740	△58,334	35,898	64,120	16,509
資本金 (千円)	50,000	128,600	164,600	164,600	164,600
発行済株式総数 (株)	2,800	3,193	3,373	1,011,900	1,011,900
純資産額 (千円)	△110,921	△12,056	95,842	159,962	176,471
総資産額 (千円)	450,064	760,454	722,160	668,193	783,366
1株当たり純資産額 (円)	△39,614.71	△3,775.79	28,414.48	158.08	174.39
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△28,038.30	△20,825.94	10,689.70	63.36	16.31
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△24.6	△1.6	13.3	23.9	22.5
自己資本利益率 (%)	—	—	85.7	50.1	9.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	17 (6)	32 (5)	34 (4)	40 (4)	55 (3)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 第11期及び第12期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 当社は、平成28年3月31日付で子会社であった株式会社リグアBEXを吸収合併しております。

6. 第11期、第12期、第13期、第14期及び第15期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。

なお、第14期及び第15期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第11期、第12期及び第13期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

7. 平成29年12月20日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 平成29年12月20日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第11期、第12期及び第13期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
1株当たり純資産額 (円)	△132.05	△12.59	94.71	158.08	174.39
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△93.43	△69.39	35.64	63.36	16.31
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

平成16年10月	大阪市中央区北浜において、株式会社リグアを設立
平成19年9月	接骨院向け情報サイト「情報最前線」の運営を開始
平成19年9月	株式会社リグアH&S（子会社）の株式を取得
平成21年2月	接骨院向け患者情報管理システム「LiguaCRM」（現：Ligoo POS & CRM）の運営を開始
平成21年12月	東京都中央区日本橋本石町において、東京事務所を開設
平成22年3月	本社を大阪市中央区淡路町に移転
平成23年5月	接骨院向け幹部育成研修「GRAND SLAM」の運営を開始
平成25年1月	株式会社リグアBEX（子会社）を設立
平成25年4月	東京事務所を東京都品川区西五反田に移転
平成26年1月	電氣的筋肉刺激装置「EMS-indepth-」の販売を開始
平成26年10月	株式会社FPデザイン（現：連結子会社）の株式を取得し、完全子会社化
平成27年3月	株式会社リグアH&S（子会社）を売却
平成27年5月	東京事務所を東京都港区虎ノ門に移転
平成28年1月	株式会社FPデザインにおいて保険代理店を開始
平成28年2月	株式会社FPデザインにおいて金融商品仲介業を開始
平成28年3月	株式会社リグアBEX（子会社）を吸収合併
平成30年1月	低周波治療器「Inject Energy」の販売を開始
平成30年3月	油圧電動式施術台「トムソンベッド」の販売を開始
平成30年5月	株式会社ヘルスケア・フィット（現：連結子会社）の株式を取得し、子会社化 療養費請求代行サービスの運営を開始
平成31年1月	株式会社ヘルスケア・フィットの株式を取得し、完全子会社化
平成31年2月	レセプト計算システム「レセONE」の運営を開始

3【事業の内容】

1. 当社グループについて

当社グループは、当社及び連結子会社2社（株式会社F Pデザイン及び株式会社ヘルスケア・フィット）の計3社により構成されており、『健康寿命を延ばし、生きることを楽しむ社会へ』というグループビジョンを掲げ、接骨院などのヘルスケア産業の経営・運営を支援することで、人々の健康意識を高め、健康で豊かな暮らしができる社会の実現を目指しております。

具体的には、柔道整復術（注）の施術所である接骨院・整骨院（以下、総称して「接骨院」という。）に対して、経営・運営における様々な問題（売上の減少、資金難、経営戦略不足、教育制度の未整備等）に対するソリューションを提供する接骨院ソリューション事業、保険代理店や金融商品仲介業を行う金融サービス事業の2つのセグメントで事業を展開しております。

なお、上記の2つのセグメントは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（注）柔道整復術とは、柔術に含まれる活法の技術を応用して、骨・関節・筋・腱・靭帯等に加わる外傷性が明らかかな原因によって発生する骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷等の損傷に対して、整復・固定等を行い、人間の治癒能力を発揮させる施術を行うことをいいます。

2. 各事業の製品・商品又はサービスの特徴

A：接骨院ソリューション事業（当社、株式会社ヘルスケア・フィット）

i. ソフトウェア（当社）

(1) Ligoo POS & CRM

Ligoo POS & CRM（以下、「CRM」という。）は、接骨院向け患者情報管理システムであります。接骨院は、日々の施術内容をCRMに入力することで、CRMの分析機能により自院の課題を分析することができます。また、複数の接骨院を展開するグループ院においては、本部がグループ全体の運営状況をリアルタイムで把握することができます。

CRMの導入院数は、1,244院（令和元年12月末）となっており、約410万人の患者データが蓄積されております。CRMでは、接骨院業界における全国平均や地域別平均等の様々なデータを集計することができるため、当社では、この集計データを指標として用いたコンサルティングを提供しております。

なお、CRMの売上高は、導入時に発生する初期設定費用、導入後のシステム利用をサポートする導入支援費用、月額利用料にあたるシステム利用料で構成されております。

■Ligoo POS & CRMの各年月時点における導入院数

年月	導入院数	患者データ数
平成29年3月末	943院	297万人
平成30年3月末	1,070院	334万人
平成31年3月末	1,169院	381万人
令和元年12月末	1,244院	410万人

(2) レセONE

レセONEは、健康保険組合等の保険者に対して、療養費支給申請書（以下、「レセプト」という。）を提出する際に使用するレセプト計算システムであります。接骨院で行われている柔道整復術は、医療保険制度の適用対象（注）となっております。

当社では、平成31年2月よりレセONEの販売を開始し、その導入院数は、250院（令和元年12月末）となっております。レセONEでは、レセONEに入力したレセプト情報をCRMとデータ連携することができます。レセONEを利用する接骨院がCRMと併用することにより、CRMの分析機能に反映できることが、レセONEの特徴となっております。

なお、レセONEの売上高は、導入時に発生する初期設定費用、月額利用料にあたるシステム利用料で構成されております。

（注）接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉ばなれを含む。）の施術を受けた場合に、保険対象になります。なお、骨折及び脱臼は、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要となります。

■レセONEの各年月時点における導入院数

年月	導入院数
平成31年3月末	69院
令和元年12月末	250院

ii. 機材・消耗品（当社）

(1)EMS-indepth-

EMS-indepth-（以下、「EMS」という。）は、外部から身体に電気刺激を与えることにより、筋肉を運動させる電氣的筋肉刺激装置であります。EMSでは、一般的に鍛えにくいとされているインナーマッスル（注1）を運動させることができるとともに、全身運動が難しい方でも部分的なトレーニングが可能のため、当社では、接骨院における自費施術（注2）での健康増進メニューとして、EMSを販売しております。

（注1）深層筋とも呼ばれ、身体の深い部分にある骨・内臓・関節等を支える筋肉の総称であり、姿勢の保持や動作のサポート、内臓の正しい働きを促すために作用しています。

（注2）保険適用外であり、利用者の100%自己負担となる施術。

(2)トムソンベッド

トムソンベッドは、骨盤や背骨の歪みが原因となる痛みへの対処法とした油圧電動式の施術台（一般医療機器）であり、施術者と利用者の両方に負担が少なく、施術時間も短縮できるという特徴があります。当社では、接骨院における自費施術メニューを補助する医療機器として、トムソンベッドを販売しております。

(3)Inject Energy

Inject Energyは、150Vを超える高電圧を用いて身体の深部を刺激することで、疼痛の軽減や筋肉の萎縮の改善等に用いられる低周波治療器（特定保守管理医療機器）であります。当社では、接骨院における自費施術での急性疾患改善メニューとして、Inject Energyを販売しております。

(4)各種教材

当社では、経営・運営・教育・組織等の各分野における当社のコンサルティングノウハウを集約した教材や施術方法等の技術用DVD等を販売しております。

(5)その他

当社では、接骨院向けECサイトである「LiGUA Market」等にて、接骨院で使用する消耗品等を販売しております。また、接骨院における自費施術メニューの充実化を図るため、EMS、トムソンベッド、Inject Energy以外の機材も販売しております。

iii. 教育研修コンサルティング（当社）

(1)各種コンサルティング

年単位など一定の契約期間を基本とした継続型のコンサルティングであります。業績の向上を目的としたもの、財務状況の改善を目的としたもの、組織体制の整備を目的としたもの等、主に接骨院での経営面、運営面の課題解決を図るものであります。

(2)GRAND SLAM

GRAND SLAMは、接骨院の幹部または幹部候補者等のカテゴリ別で行う集合型の研修プログラムであり、当社による研修や外部講師による技術講習等で構成される複数回（5～6回程度）のカリキュラムとなっております。接骨院の業績を向上させることを主眼に置き、各参加者のリーダーシップ力・運営力・問題解決力・数値管理能力・人材育成力・技術力等の向上を図るものであります。

(3)その他

当社では、人材紹介サービスとして、柔道整復師等を主に接骨院に紹介する有料職業紹介「ジョブトス」等を行っております。

iv. 請求代行（株式会社ヘルスケア・フィット）

当社連結子会社の株式会社ヘルスケア・フィットは、接骨院等における事務負担の軽減を目的とした療養費請求代行サービス（注1）を行っております。また、資金の早期支払を希望する接骨院に対しては、提携会社による療養費早期支払サービス（注2）を提供しております。（注3）

（注1）健康保険組合等の保険者に対して、接骨院を代行してレセプトを提出する業務を行っております。

（注2）保険者からの療養費の入金は、レセプトを提出してから3ヶ月程度の期間を要することから、早期に資金を必要とする接骨院に対して、当社グループの提携会社による融資を行っております。

（注3）当社連結子会社としての本サービスの提供は、平成30年5月からとなります。

B：金融サービス事業（株式会社F Pデザイン）

i. 保険代理店

当社連結子会社の株式会社F Pデザインは、生命保険会社20社、及び損害保険会社5社（令和元年12月末）と業務委託契約を締結し、保険代理店として各種保険の募集を行っております。

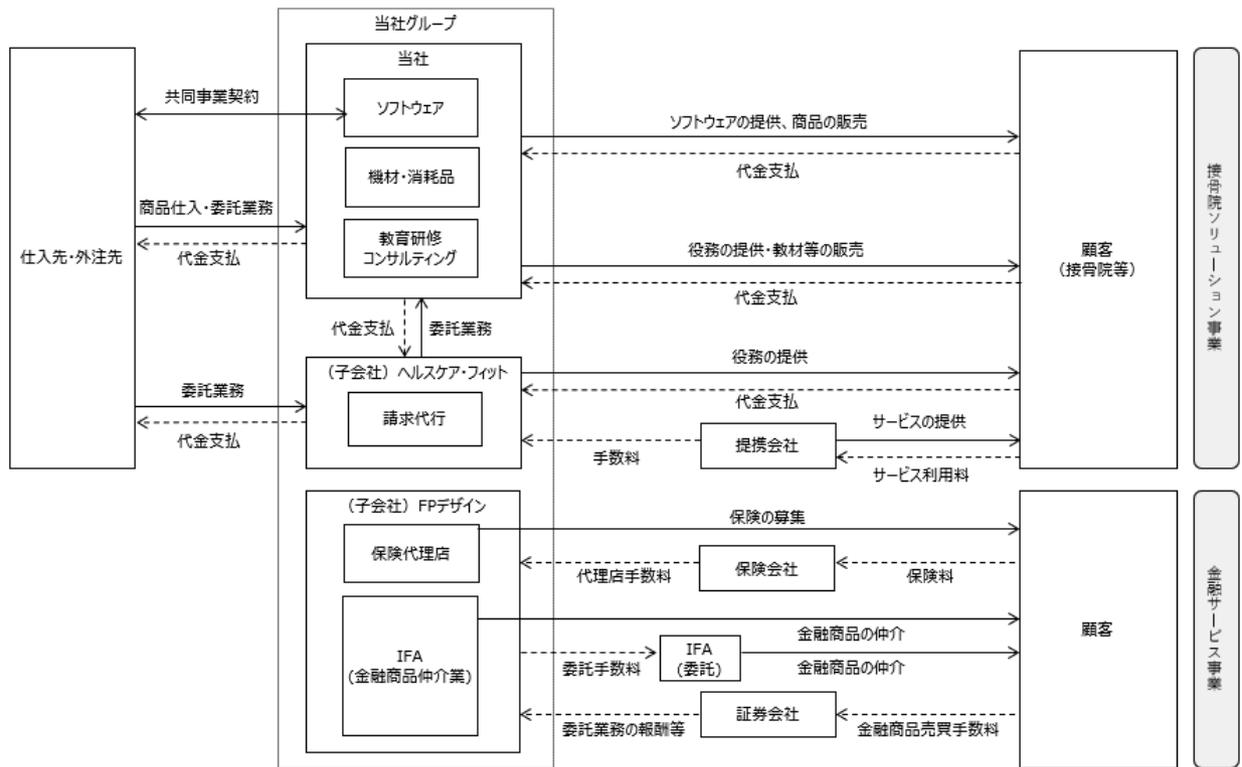
ii. IFA（金融商品仲介業）（注）

当社連結子会社の株式会社F Pデザインは、金融商品取引業者（証券会社）3社（令和元年12月末）と業務委託契約を締結し、IFAとして金融商品の提案及び仲介を行っております。

（注）Independent Financial Advisorの略であり、各証券会社の営業方針に縛られることなく、独立・中立的な立場から資産運用のアドバイスを行う専門家。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



[参考]

接骨院の収入には、医療保険制度の対象となる療養費のほか、自費施術（保険対象外）や物販による収入もあります。また、医業類似行為が認められている接骨院等と医業を行う整形外科等との違いは、次のとおりです。

■接骨院等の医業類似行為と整形外科、整体院との違い

	接骨院	鍼灸院	マッサージ院	整形外科	整体院（注）
施術者	柔道整復師	鍼灸師	あん摩マッサージ指圧師	医師	整体師
資格	国家資格				民間資格
根拠法	柔道整復師法	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律		医師法	—
行為	医業類似行為（施術）			医療行為	矯正
費用	療養費、自費			医療費	自費

（注）接骨院での柔道整復師による施術が国家資格保有者のみ認められた医業類似行為である一方で、整体院では医業類似行為を行うことは認められていません。

柔道整復師及び接骨院数は、年々増加傾向にあります。

■柔道整復師数、柔道整復の施術所（接骨院）数、柔道整復師国家試験の合格者数

	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
柔道整復師数(人)	35,077	38,693	43,946	50,428	58,573	63,873	68,120	73,017
施術所数(院)	27,771	30,787	34,839	37,997	42,431	45,572	48,024	50,077
合格者数(人)	2,902	4,416	4,763	4,592	4,438	4,503	4,274	4,054

出典：厚生労働省「衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」及び「柔道整復師国家試験の合格発表」

国民医療費が増加傾向にあるのに対して、柔道整復療養費は減少傾向にあります。

■柔道整復、はり・きゆう、マッサージ等の療養費の推移

（単位：億円）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
柔道整復	4,023	4,068	4,085	3,985	3,855	3,825	3,789	3,636
はり・きゆう	293	315	352	358	365	380	394	407
マッサージ	459	516	560	610	637	670	700	707
治療用器具	350	387	396	406	405	421	425	438
国民医療費	360,067	374,202	385,850	392,117	400,610	408,071	423,644	421,381

出典：厚生労働省「柔道整復、はり・きゆう、マッサージに係る療養費の推移（推計）」及び「医療保険に関する基礎資料」

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社F Pデザイン (注) 2. 4	大阪市中央区	50,000	金融サービス事業	100.0	役員の兼任 4名 経営及び運営管理 管理業務の業務受託
株式会社ヘルスケア・ フィット (注) 2. 3	浜松市中区	57,850	接骨院ソリューション事業	100.0	役員の兼任 4名 経営及び運営管理 管理業務の業務受託 当社受託業務の一部を 業務委託 資金の貸付

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 平成30年5月1日に株式会社ヘルスケア・フィットの株式を50.8%追加取得したことに伴い、同社を連結子会社としました。さらに平成31年1月24日に同社の株式を37.3%追加取得したことにより、完全子会社となりました。

4. 株式会社F Pデザインについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報において「金融サービス事業」の売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和元年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
接骨院ソリューション事業	66 (4)
金融サービス事業	27 (2)
合計	93 (6)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。
3. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 最近日までの1年間において、従業員数が12名増加しております。主な理由は、事業規模の拡大によるものであります。

(2) 提出会社の状況

令和元年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
63 (3)	33.5	4.0	4,927

セグメントの名称	従業員数 (人)
接骨院ソリューション事業	63 (3)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。
3. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

未来投資戦略2018（内閣官房日本経済再生総合事務局2018年6月）において、持続可能でインクルーシブな経済社会システム「Society5.0」の実現に向けて、今後取り組むべき具体的施策として「次世代ヘルスケア・システムの構築」が設定されております。これは、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年問題への対策として「健康寿命の延伸」を社会的課題としたものであり、次の2つのKPIが設定されております。

①2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸、2025年までに2歳以上延伸

※2016年：男性72.14歳、女性74.79歳

②平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

国民生活基礎調査（平成28年厚生労働省）によると、要介護者の介護が必要となった主な原因として、骨折・転倒（12.1%）及び関節疾患（10.2%）の運動器障害によるものが一定の割合を占めております。柔道整復師は、日本の伝統的な代替療法である柔道整復術の国家資格保有者であり、筋骨格のプロであるため、当社グループは柔道整復師による施術が特に運動器障害の予防に対して効果的であり、「健康寿命の延伸」という社会的課題の解決にも貢献できる可能性があると考えております。

一方で、近年における接骨院業界は、接骨院数の増加に伴う他院との差別化、柔道整復療養費の減少に伴う経営の悪化、新規出店に伴う資金及び人員（有資格者）の確保、人員の増加に伴う教育制度の構築、接骨院経営者の老後資金の確保等、様々な問題や課題が発生しております。

このような経営環境下、当社グループは「良心の相互創生」という経営理念のもと、「健康寿命を延ばし、生きることを楽しむ社会へ」というグループビジョンを掲げ、国内約5万院の接骨院に対して、ソリューションを1院でも多く提供し、接骨院の経営安定化を図ることが重要であると考え、接骨院業界における取引シェア拡大に取り組んでまいります。

このような経営方針、経営環境の下、当社グループが対処すべき課題は、主として、以下の項目と認識しております。

①取引シェアの拡大

当社グループが今後より成長していくには、全国50,077院（出典：厚生労働省「平成30年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」）の接骨院との取引シェアを拡大することが最も重要であると考えております。当社グループと取引実績のある接骨院数は、2,234院（令和元年12月末）であり、接骨院数における当社グループの取引シェアは約4.5%となっております。今後も引き続き取引実績のない接骨院に対して新規開拓活動を行い、取引シェアの拡大に取り組んでまいります。

■取引実績のある接骨院数

年月	接骨院数
平成29年3月末	1,414院
平成30年3月末	1,677院
平成31年3月末	1,929院
令和元年12月末	2,234院

②組織的な営業体制の構築

当社グループの今後の事業展開を見据えるとともに、経営リスクの軽減を図り、特定の役職員に販売を依存することのない組織的な営業体制の構築に取り組んでおります。組織的な営業体制の構築には、優秀な人材の確保及び入社後の教育制度が重要であると考えております。積極的な採用活動による優秀な人材の確保と採用した従業員がその能力を最大限に発揮できる教育制度の充実に加え、すべての従業員が活躍できる組織づくりに取り組んでまいります。また、従業員が定着するためには、共通の考え方となる経営理念の浸透が重要であると考えており、より一層の経営理念の浸透に取り組んでまいります。

③商品・サービスの開発

当社グループが継続して成長するには、顧客である接骨院やその先にいる利用者の潜在的ニーズを汲み取り、それらを反映させた新たな商品又はサービスの開発等を継続的に行っていくことが重要であると考えております。IT化による生産性の向上や療養費に過度に依存しない接骨院の経営体制の構築、健康増進を目的としたトレーニング等の接骨院利用者向け予防メニューの開発等は、接骨院業界の共通課題と考えており、今後も引き続き新たな商品・サービス等の開発に取り組んでまいります。

④競合他社との差別化

当社グループが効率的な営業を行うには、競合他社との差別化が必要であると考えております。当社グループの特長といたしましては、次のとおりと考えております。

- ・収支計画の作成や財務分析等の当社のコンサルティングノウハウを活かした営業を行っていること。
- ・相手先の規模に関係なく、接骨院の多様なニーズに対応できる商品ラインナップがあること。
- ・接骨院経営者の老後対策として、資産形成を提案できる金融サービス事業がグループ内にあること。

上記のような特長があることから、接骨院と長期的に関係性を構築できることが当社グループの強みの1つであり、今後も引き続き競合他社との差別化を図りながら営業活動を行い、取引シェアの拡大に取り組んでまいります。

⑤安定収益基盤の強化

当社グループが安定的な経営を行うには、継続的な収入となる安定収益の確保が重要であると考えております。教育研修コンサルティングの強化のほか、ソフトウェアにおける月額利用料等のサブスクリプション型の収益や、多少の変動はあるものの毎月一定の収益が見込める消耗品販売等も安定収益の増加に繋がることから、今後も引き続き安定収益基盤の強化に取り組んでまいります。

⑥新たなマーケットへの事業展開

当社グループが行っているコンサルティング等は、接骨院だけでなく、鍼灸院や個人医院等の店舗型のヘルスケア産業にも展開できるものと考えております。接骨院業界以外への事業展開については、時期等は未定ですが、新たなマーケットへの事業展開は当社グループの成長可能性を高めるものであるため、今後も引き続き検討してまいります。

当社グループでは、継続的に収益を確保し、事業規模の拡大を図るためにも、売上高・経常利益を重要な経営指標と位置付けております。

2【事業等のリスク】

当社グループにおける事業展開上のリスク要因となる可能性がある主な事項を以下に記載しております。また、当社グループにおいて必ずしも特に重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断のうえで、又は事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、投資者及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループはこれらのリスクの発生可能性を認識したうえで、その発生の予防及び発生時の対応に万全を期す所存であります。

なお、これらは当社グループにおけるリスクの全てを網羅するものではなく、記載された事項以外の予見し難いリスクも存在します。また、以下の記載のうち、将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1. 事業環境に関するリスク

(1) 外部環境の変化について

当社グループが主な事業の対象とする接骨院業界は、近年の柔道整復師の増加に伴って接骨院数が増加しておりますが、接骨院の増加による過当競争の発生又は診療報酬改定による療養費の引き下げ等の事業環境の悪化により、取引先の接骨院の業績が悪化した場合には、当該接骨院に対する売上が減少する等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。さらに、接骨院は、「健康保険法」、「柔道整復師法」及び「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」等による法的規制を受けており、各法的規制の強化又は変更等により接骨院に対して著しく不利となる法改正が行われた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの金融サービス事業が行っている保険代理店及び金融商品仲介業の取扱商品は、税制改正や所管行政庁の指針変更等を原因として、顧客への勧誘（募集・販売）に影響を及ぼす可能性があります。加えて、金融商品仲介業の取扱商品は、株式相場、金利水準、為替相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況（財務、経営状況を含む。）の悪化その他の外部評価の変化等を原因として、市場環境が悪化し、顧客の投資縮小や顧客の離反等により、当社グループの収益が減少し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について

当社グループの接骨院ソリューション事業は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「職業安定法」等の法的規制を受けているとともに、金融サービス事業は、「保険業法」、「金融商品取引法」及び「金融商品の販売等に関する法律」等の法的規制を受けております。当社グループは、内部管理体制の充実化を図り、社内のコンプライアンスを推進することで、これらの法令の遵守に努めておりますが、今後新たな法的規制の導入や現行の法的規制の強化もしくは変更等が行われた場合、又は、万一、金融業界全般に大きな影響を及ぼすような法的規制が設けられた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、広告宣伝を行う際の各種製作物の表現について、「不景品類及び不当表示防止法」、「不正競争防止法」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等による法的規制を受けております。当社グループは、これらの法令を遵守するために、グループで一元的な広告審査体制を構築しておりますが、万一、これらの法令に違反する行為が行われた場合、当社グループが社会的信用を失う可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 他社との競合について

当社グループが事業を展開する市場では、各分野において、競合企業が存在しております。当社グループでは、引き続き、顧客のニーズに応える商品・サービスの提供及び販売価格等において差別化を図り、競争力を維持してまいります。競合企業との差別化が困難になった場合や他社の新規参入により競争が激化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業に関するリスク

(1) 通信ネットワーク及びコンピュータシステムの障害について

当社グループが提供するASP（注）サービスにおいて、通信ネットワークやコンピュータシステム等の障害、自然災害や事故、システムバグその他の理由により運用サーバーが停止した場合、正常環境に復旧するまで当社グループは、正常なサービス提供を行うことができない可能性があります。また、それが長期間に及んだ場合、当社グループの販売活動に影響し、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(注) ASPとは、パソコン用のアプリケーション（特定の作業のためのソフトウェア）を、個々のローカルマシンにインストールするのではなく、インターネットを介してウェブブラウザ上で使用できるようにするサービス又はそうしたサービスを提供する事業者のこと。

(2) 情報セキュリティについて

当社グループが接骨院ソリューション事業において提供するソフトウェア製品に蓄積された個人情報等は、当社グループにおける審査を経た契約先のサーバー内で管理されております。現在契約先にて採用中のネットワークセキュリティにかかわらず、不正アクセスその他の理由により、個人情報等の流出、毀損、消失の可能性は存在しております。

また、当社グループで提供する療養費請求代行サービスにおいては、利用者の施術内容等の個人情報等が記載されたレセプトデータが、一定期間滞留します。当社グループでは、当該データへのアクセス権限を制限したり、監視カメラを設置して常時録画するなどセキュリティを強化しておりますが、個人情報等の流出、毀損、消失の可能性は皆無ではありません。

さらに、当社グループで提供する金融サービス事業においては、契約の申込・締結に伴って、契約者の個人情報等を取得して、管理しております。これらの個人情報についても、アクセス権限を制限したり、紙媒体の情報は施錠できるキャビネットで保管するなどして、安全管理措置を講じていますが、個人情報等の流出、毀損、消失の可能性は皆無ではありません。

そのため、万一、このような個人情報等の流出、毀損、消失が発生した場合、当社グループに対する損害賠償の請求、訴訟その他の責任追及がなされる可能性があります。これらの責任追及が社会的な問題に発展した場合、当社グループが社会的信用を失う可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 機材の仕入先への依存及び機材の品質について

当社は、身体に電気を流して皮膚下の筋肉を刺激する装置である「EMS」や、医療機器である「トムソンベッド」及び低周波治療器「Inject Energy」（以下、総称して「医療機器機材」という。）を、それぞれ特定の仕入先から仕入れております。仕入先とは取引開始以来、良好な関係を継続しており、今後も仕入取引を継続していく方針であり、また、継続的かつ安定的に仕入ができるよう情報交換等を含め連携を強化しております。しかしながら、自然災害、仕入先の経営破綻に加え、医療機器機材については仕入先が行政処分を受ける可能性も否定できず、当社はこれらの機材を適切な価格及び機会において仕入ができなくなる可能性があります。これらの機材は、当社の一定の売上割合を占めており、代替の取引先は存在するものの、適切な価格及び機会において当社が必要とする数の機材の仕入ができなくなった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、製造物責任に関する賠償については、仕入先が製造物責任保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担することとなった賠償額を十分にカバーできるという保証はありません。そのため、万一、大規模な回収や製造物責任に関する賠償の問題が生じるような機材の欠陥又は事故等が発生した場合、多額のコストが発生するとともに、当社グループが社会的信用を失う可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 在庫リスクについて

当社は、販売予測に基づく適切な在庫管理を行うことにより、過剰在庫の発生及び品切れによる販売機会の逸失がないよう努めておりますが、販売予測を誤った場合には過剰在庫又は在庫不足となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 商品開発について

接骨院ソリューション事業では、今後も商品開発への投資を継続的に行っていく方針であります。しかし、開発途中で期待する成果が得られないことが判明する、もしくは、新商品販売時に行われる法令点検で問題が確認される等により商品開発を断念した場合、開発計画の進捗が遅れた場合、又は、開発した商品が販売不振に終わった場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 療養費請求代行サービスについて

当社グループの接骨院ソリューション事業は、療養費請求代行サービスを展開しております。この療養費請求代行サービスには、貸金業者と提携することにより、療養費を早期に現金化するサービスが含まれております。提携している貸金業者とは取引開始以来、良好な関係を継続しており、今後も情報交換等を含めて連携を強化しつつ、取引を継続していく方針であります。しかしながら、当社グループは貸金業登録をしていないため、万一、貸金業者との提携関係を解消せざるを得なくなった場合には、業法上のリスクを回避するため、療養費を早

期に現金化するサービスを維持することができず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 許認可等について

接骨院ソリューション事業では、医療機器機材を販売するために、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく都道府県知事の許可を受けた高度管理医療機器等販売業・貸与業を行っております。また、「職業安定法」に基づく厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介事業を行っております。さらに、当社グループでは、「金融商品取引法」にもとづく内閣総理大臣の登録を受けた金融商品仲介業を行っております。現時点において、当社グループでは許可・登録の取消等の事由に該当する事実はないと認識しておりますが、許可・登録要件に違反した場合等には、許可・登録の取消、事業停止命令又は事業改善命令を受けることがあります。当社グループは、今後とも企業のコンプライアンス及びリスク対策に十分努めてまいります。今後、万一、何らかの理由により許可・登録の取消等があった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 保険会社との関係について

当社グループの金融サービス事業が行っている保険代理店業では、生命保険会社20社及び損害保険会社5社（令和元年12月末）と代理店契約を締結して、「保険業法」に基づく登録を行っております。そのため、当社グループは、同法及びその関係法令並びにそれらに基づく関係当局の監督等による規制等を受けて、サービス活動及び保険募集を行っており、当社グループが同法に定められた保険募集に関する禁止行為に違反した場合等は、内閣総理大臣は代理店登録の取消や業務の停止、業務改善命令の発令等の行政処分を行うことができるとされています。当社グループは、内部管理体制の充実化を図り、社内のコンプライアンスを推進しておりますが、万一、当社グループの金融サービス事業が行政処分を受けることにより、社会的信用を失い、代理店契約の大半を解除されるような事態になった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。代理店契約締結先の生命保険会社や損害保険会社は複数ありますが、それらの保険会社の財政状態の悪化等により、代理店手数料率が見直される、また、万一、当該保険会社に係る当社グループの保有保険契約が失効解約されるような事態になった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 知的財産権の侵害について

当社グループは、当社グループが提供するサービスが第三者の商標権・著作権等の知的財産権を侵害しないよう可能な範囲で調査を行っており、現在は当該侵害の事実はないものと認識しております。しかしながら、知的財産権侵害の有無を完全に把握することは困難であり、将来的に、当社グループが提供するサービスについて、第三者より知的財産権の侵害に関する請求を受け、又は訴訟を提起される可能性は否定できず、その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは提供するサービスに関する知的財産権の保護に努め、当社グループが保有する商標権等の知的財産権を侵害されないように、細心の注意を払っておりますが、侵害を把握しきれない場合や侵害に対して適切な対応をすることができない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定の役職員への依存について

当社グループは、代表取締役を含む役員、幹部社員等の専門的な知識、技術、経験を有している役職員が業務執行について重要な役割を果たしており、当該役職員に蓄積されている経験値は、当社グループの重要なノウハウであると認識しております。しかしながら、当該役職員が何らかの理由によって退任、退職したり、又は長期離脱を余儀なくされる等により、後任者の確保が困難となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の確保及び育成について

当社グループは、今後の事業拡大に伴い、積極的に優秀な人材を採用し、社内教育を行うとともに、特定の人物に過度に依存しない体制の構築や、業務拡大を想定した人材の増強を図る予定ですが、現在、在職している人材の予想を上回る流出や当社グループの求める人材が確保できない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、適切な人材を確保できたとしても、人材の増強や教育等に伴い、固定費の増加を余儀なくされる可能性があり、その場合にも当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 内部管理体制について

当社グループの継続的な成長のためには、社内における情報管理や労務管理を含む内部管理体制が適切に機能することが必要不可欠であると認識しており、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保並びに法令及び各社内規程の遵守を徹底してまいります。また、事業拡大により、内部管理体制が有効に機能しなかった場合には、適切な業務運営を行うことができず、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(13) 固定資産に係る減損リスクについて

当社グループは、事業用設備備品等の有形固定資産及びソフトウェア等の無形固定資産を保有しており、これらは潜在的に資産価値の下落による減損リスクに晒されております。当社グループでは、対象となる資産について減損会計ルールに基づき適切な処理を行っておりますが、保有する固定資産の収益性が悪化し、資産価値が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 自然災害のリスクについて

万一、大規模地震や台風等の自然災害により、当社グループの本社や他の拠点又は顧客に甚だしい被害が発生した場合は、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. その他

(1) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社グループの役員及び従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を付与しております。本書提出日現在、その数は113,000株となり、発行済株式総数1,011,900株の11.17%に相当します。また、今後におきましても、当社グループの役員及び従業員等に対するインセンティブとして新株予約権を付与する可能性があります。

これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式価値に希薄化が生じる可能性があります。

(2) 配当政策について

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主への利益還元を行うことを重要な経営課題と認識しております。

一方で、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実を優先させるため、現在までのところ無配を継続してまいりました。

今後におきましては、毎期の業績及び財政状態を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。現時点において配当の実施の可能性及びその実施の時期等は未定であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に応じ、また、一層の事業拡大を目指すため、中長期的な投資原資として利用していく予定であります。

(3) ベンチャーキャピタル等による当社株式の保有について

本書提出日現在において、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下「ベンチャーキャピタル等」という。）が保有する当社株式の数は216,000株であり、発行済株式総数1,011,900株の21.35%に相当します。

一般的に、ベンチャーキャピタル等が非上場株式に投資を行う目的のひとつとして、上場後に保有する株式を売却してキャピタルゲインを得ることがあり、当社におきましても、上場後にベンチャーキャピタル等により株式が売却される可能性があります。そのような場合には、短期的に需給バランスの悪化が生じる可能性があり、当社の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(4) M&Aについて

当社グループでは、新規事業やサービスの拡大のため、M&Aを有効な手段のひとつに位置付けており、今後必要に応じてM&Aを実施する方針であります。

M&Aに際しては、対象企業のビジネス、財務内容及び法務等について詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスクの低減を図る方針であります。しかしながら、これらの調査段階で想定されなかった事象が、M&A実行後に発生する場合や、事業展開が計画通りに進まない可能性があり、その場合は当初期待した業績への寄与の効果が得られない可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本書提出日現在において具体的に計画している企業買収や資本提携等の案件はありません。

(5) 調達資金の使途について

当社は、上場時の公募増資等により調達した資金の使途について、主にソフトウェアの機能改善のための開発費用、事業拡大のための人材採用費用、事業所の移転に伴う設備費用並びに当社グループの認知度向上のための広告宣伝費用に充当する予定であります。しかしながら、当社を取り巻く経営環境の変化に対応するため、資金を計画以外の使途に充当する可能性があります。また、計画通りに資金を使用した場合においても、想定した投資効果が得られない可能性もあります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

(1) 経営成績の状況

第15期連結会計年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の拡大を背景に雇用・所得環境が改善する中、緩やかな回復が続いてまいりました。一方、中国経済の減速や欧州政局不安など懸念材料もあり、先行きは不透明な状況で推移してまいりました。

当社グループが主要市場とする接骨院業界におきましては、柔道整復療養費は減少傾向であるものの、接骨院数及び柔道整復師数は増加傾向にあります。そのため、接骨院1院あたり療養費及び柔道整復師1人あたり療養費が更に減少することとなるため、その減少分を補うための保険適用外の自費施術による売上が、接骨院経営にとって非常に重要な要素となります。

このような状況の中、当社グループの接骨院ソリューション事業では、接骨院に対して経営・運営における様々な問題(売上の減少、資金難、経営戦略不足、教育制度の未整備等)に対するソリューションの提供を行いつつ、今後の成長のための新たな人材の確保と教育に注力いたしました。また、金融サービス事業では、保険代理店やIFA(金融商品仲介業)を中心に事業を展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は売上高1,809,628千円(前連結会計年度比23.0%増)、営業利益65,451千円(前連結会計年度比59.5%減)、経常利益64,762千円(前連結会計年度比59.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益35,604千円(前連結会計年度比51.7%減)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

<接骨院ソリューション事業>

ソフトウェアでは、接骨院向け患者情報管理システム「Ligoo POS & CRM」の展開及び平成31年2月よりレセプト計算システム「レセONE」の運営を開始した結果、売上高は333,594千円(前連結会計年度比8.9%増)となりました。

機材・消耗品では、接骨院での自費施術メニューの拡大をサポートする為のツールとして、外部から身体に電気刺激を与えることにより、筋肉を運動させる電氣的筋肉刺激装置「EMS-indepth」、骨盤や背骨の歪みが原因となる痛みへの対処法とした油圧電動式の施術台(一般医療機器)「トムソンベッド」、疼痛の軽減や筋肉の萎縮の改善等に用いられる低周波治療器(特定保守管理医療機器)「Inject Energy」等の機材販売を行った結果、売上高は525,751千円(前連結会計年度比21.3%増)となりました。

教育研修コンサルティングでは、接骨院の幹部または幹部候補者等向けの研修プログラム「GRAND SLAM」及び顧客毎の需要に合わせた年単位など一定の契約期間を基本とする継続型のコンサルティングを展開した結果、売上高は288,669千円(前連結会計年度比28.0%減)となりました。

平成30年5月1日付で株式を取得し、子会社化した株式会社ヘルスケア・フィットにおいて、接骨院における事務負担の軽減を目的とした療養費請求代行サービスを展開した結果、売上高は87,085千円(前連結会計年度比—%)となりました。

また、今後の成長のための新たな人材を増員し、拡販体制の構築及び管理体制の強化に注力しました。

以上の結果、売上高は1,235,101千円(前連結会計年度比8.3%増)、営業利益は39,643千円(前連結会計年度比74.0%減)となりました。

<金融サービス事業>

保険代理店では、接骨院ソリューション事業において構築された接骨院ネットワーク及び税理士事務所等からの紹介等により保険契約数を伸ばすことが出来た結果、売上高は462,582千円(前連結会計年度比82.7%増)となりました。

IFA(金融商品仲介業)では、株式や投資信託等の金融商品を用いて、長期的で安定的な資産形成や資産運用を目的にサービスを展開した結果、売上高は111,944千円(前連結会計年度比45.1%増)となりました。

以上の結果、売上高は574,527千円(前連結会計年度比73.9%増)、営業利益は25,808千円(前連結会計年度比179.8%増)となりました。

第16期第3四半期連結累計期間(自平成31年4月1日至令和元年12月31日)

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、全体としては緩やかな回復基調を維持しました。その一方で、国内においては消費税上げの影響が懸念され、世界経済においても通商問題を巡る緊張や金融市場の変動の影響等により、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社グループが主要市場とする接骨院業界におきましては、接骨院数の増加に伴う他院との差別化、柔道整復療養費の減少に伴う経営の悪化、新規出店に伴う資金及び人員（有資格者）の確保、人員の増加に伴う教育制度の構築、接骨院オーナーの老後資金の確保等、様々な問題や課題が発生しております。

このような状況の中、当社グループの接骨院ソリューション事業では、接骨院に対して経営・運営における様々な問題（売上の減少、資金難、経営戦略不足、教育制度の未整備等）に対するソリューションの提供を行ってまいりました。また、金融サービス事業では、保険代理店やIFA（金融商品仲介業）を中心に事業を展開してまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の経営成績は売上高1,527,625千円、営業利益126,845千円、経常利益125,793千円、親会社株主に帰属する四半期純利益83,541千円となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

<接骨院ソリューション事業>

ソフトウェアでは、接骨院向け患者情報管理システム「Ligoo POS & CRM」及びレセプト計算システム「レセONE」を展開した結果、売上高は256,191千円となりました。

機材・消耗品では、接骨院での自費施術メニューの拡大をサポートする為のツールとして、外部から身体に電気刺激を与えることにより、筋肉を運動させる電氣的筋肉刺激装置「EMS-indepth」、骨盤や背骨の歪みが原因となる痛みへの対処法とした油圧電動式の施術台（一般医療機器）「トムソンベッド」、疼痛の軽減や筋肉の萎縮の改善等に用いられる低周波治療器（特定保守管理医療機器）「Inject Energy」の販売や経営・運営・教育・組織等の各分野における当社のコンサルティングノウハウを集約した教材等の販売を行った結果、売上高は558,057千円となりました。

教育研修コンサルティングでは、顧客毎の需要に合わせた年単位など一定の契約期間を基本とする継続型のコンサルティング及び接骨院の幹部または幹部候補者等向けの研修プログラム「GRAND SLAM」等を展開した結果、売上高は193,578千円となりました。

請求代行では、接骨院等における事務負担の軽減を目的とした療養費請求代行サービスを展開した結果、売上高は164,405千円となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は1,172,233千円、営業利益は141,892千円となりました。

<金融サービス事業>

保険代理店では、接骨院ソリューション事業において構築された接骨院ネットワーク及び税理士事務所等からの紹介等により生命保険及び損害保険の販売を行った結果、売上高は228,696千円となりました。

IFA（金融商品仲介業）では、株式や投資信託等の金融商品を用いて、長期的で安定的な資産形成や資産運用を目的にサービスを展開した結果、売上高は126,695千円となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は355,391千円、営業損失は15,046千円となりました。

(2) 財政状態の状況

第15期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

①資産

当連結会計年度末の資産合計は907,946千円となり、前連結会計年度末と比べ202,815千円の増加となりました。

流動資産は571,607千円となり、前連結会計年度末と比べ165,711千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が61,834千円、売掛金が83,947千円、商品が23,633千円増加したことによるものであります。

固定資産は336,339千円となり、前連結会計年度末と比べ37,103千円の増加となりました。これは主に、投資有価証券が10,200千円、繰延税金資産が6,970千円減少したものの、建物附属設備が6,726千円、ソフトウェアが24,614千円、のれんが28,943千円増加したことによるものであります。

②負債

当連結会計年度末における負債合計は748,138千円となり、前連結会計年度末と比べ198,243千円の増加となりました。

流動負債は458,846千円となり、前連結会計年度末と比べ36,120千円の増加となりました。これは主に、買掛金が22,187千円、前受金が82,910千円減少したものの、1年内返済予定の長期借入金が44,390千円、未払金が28,103千円、未払費用が33,015千円、預り金が37,585千円増加したことによるものであります。

固定負債は289,292千円となり、前連結会計年度末と比べ162,122千円の増加となりました。これは主に、長期借入金が154,798千円、資産除去債務が6,728千円増加したことによるものであります。

③純資産

当連結会計年度末における純資産は159,807千円となり、前連結会計年度末と比べ4,572千円の増加となりました。これは、資本剰余金が31,032千円減少したものの、親会社株主に帰属する当期純利益を35,604千円計上したことによるものであります。

第16期第3四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日）

①資産

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は1,066,029千円となり、前連結会計年度末と比べ158,082千円の増加となりました。

流動資産は653,041千円となり、前連結会計年度末と比べ81,433千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が12,513千円、売掛金が66,649千円増加したことによるものであります。

固定資産は412,987千円となり、前連結会計年度末と比べ76,648千円の増加となりました。これは主に、繰延税金資産が27,111千円減少したものの、ソフトウェアが66,399千円、顧客関連資産が34,833千円増加したことによるものであります。

②負債

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は822,679千円となり、前連結会計年度末と比べ74,541千円の増加となりました。

流動負債は524,069千円となり、前連結会計年度末と比べ65,223千円の増加となりました。これは主に、前受金が49,406千円減少したものの、1年内返済予定の長期借入金が31,872千円、預り金が91,449千円増加したことによるものであります。

固定負債は298,610千円となり、前連結会計年度末と比べ9,318千円の増加となりました。これは主に、長期借入金9,359千円増加したことによるものであります。

③純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産は243,349千円となり、前連結会計年度末と比べ83,541千円の増加となりました。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益を83,541千円計上したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

第15期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は282,118千円となり、前連結会計年度末と比べ88,173千円の増加となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果、得られた資金は3,259千円（前連結会計年度は140,840千円の収入）となりました。これは主に、売上債権の増加額75,825千円、前受金の減少額82,910千円があったものの、税金等調整前当期純利益50,888千円、減価償却費52,324千円、預り金の増加額37,202千円等によるものであります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果、使用した資金は52,273千円（前連結会計年度は108,306千円の支出）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入30,239千円があったものの、有形固定資産の取得による支出13,343千円、無形固定資産の取得による支出55,348千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出6,844千円等によるものであります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果、得られた資金は137,188千円（前連結会計年度は36,441千円の支出）となりました。これは、短期借入金の返済による支出30,000千円、長期借入金の返済による支出100,811千円、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出32,000千円があったものの、長期借入れによる収入300,000千円によるものであります。

(4) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(5) 仕入実績

第15期連結会計年度及び第16期第3四半期連結累計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、金融サービス事業の仕入実績はありません。

セグメントの名称	第15期連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		第16期第3四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日)
	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)	仕入高 (千円)
接骨院ソリューション事業	257,798	143.4	192,441
合計	257,798	143.4	192,441

(注)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(6) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(7) 販売実績

第15期連結会計年度及び第16期第3四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごと、サービス区分ごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称及びサービス区分	第15期連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		第16期第3四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
接骨院ソリューション事業			
ソフトウェア	333,594	108.9	256,191
機材・消耗品	525,751	121.3	558,057
教育研修コンサルティング	288,669	72.0	193,578
請求代行	87,085	—	164,405
接骨院ソリューション事業 合計	1,235,101	108.3	1,172,233
金融サービス事業			
保険代理店	462,582	182.7	228,696
IFA (金融商品仲介業)	111,944	145.1	126,695
金融サービス事業 合計	574,527	173.9	355,391
合計	1,809,628	123.0	1,527,625

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 接骨院ソリューション事業の請求代行は、平成30年5月よりサービスを開始しております。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、決算日における資産及び負債の数値、連結会計年度の収益及び費用の数値に影響を与える見積りを必要としております。当該見積りについては、過去の実績値や状況を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき行っておりますが、見積りについては不確実性が存在するため、実際の結果と異なる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

第15期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

①資産

当連結会計年度末の資産合計は907,946千円となり、前連結会計年度末と比べ202,815千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が61,834千円、平成31年2月より販売を開始しましたレセONE等に係る売掛金が83,947千円、レセONE開発等に伴いソフトウェアが24,614千円、(株)ヘルスケア・フィットを子会社化したことに伴うのれんが28,943千円増加したことによるものであります。

②負債

当連結会計年度末における負債合計は748,138千円となり、前連結会計年度末と比べ198,243千円の増加となりました。これは主に、レセONE開発等への設備資金として1年内返済予定の長期借入金が44,390千円、長期借入金が154,798千円増加したことによるものであります。

③純資産

当連結会計年度末における純資産は159,807千円となり、前連結会計年度末と比べ4,572千円の増加となりました。これは、資本剰余金が31,032千円減少したものの、親会社株主に帰属する当期純利益を35,604千円計上したことによるものであります。

第16期第3四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日）

①資産

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は1,066,029千円となり、前連結会計年度末と比べ158,082千円の増加となりました。これは主に、機材・消耗品等に係る売掛金が66,649千円、レセONE等の機能改善に伴うソフトウェアが66,399千円、(株)ヘルスケア・フィットにおいて会員数増加を目的とした顧客関連資産が34,833千円増加したことによるものであります。

②負債

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は822,679千円となり、前連結会計年度末と比べ74,541千円の増加となりました。これは主に、健康保険組合等の保険者から療養費等を一時的に預かっている預り金が91,449千円増加したことによるものであります。

③純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産は243,349千円となり、前連結会計年度末と比べ83,541千円の増加となりました。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益を83,541千円計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第15期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

①売上高

当連結会計年度の売上高は、接骨院ソリューション事業における売上高1,235,101千円（前連結会計年度比8.3%増）、金融サービス事業における売上高574,527千円（前連結会計年度比73.9%増）の結果、1,809,628千円（前連結会計年度比23.0%増）となりました。

②売上原価及び売上総利益

当連結会計年度の売上原価は、機材・消耗品売上の増加に伴い、仕入高が増加したこと等により、758,307千円（前連結会計年度比35.8%増）となりました。その結果、当連結会計年度の売上総利益は1,051,321千円（前連結会計年度比15.2%増）となりました。

③販売費及び一般管理費並びに営業利益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、今後の成長のための新たな営業人員を増員したことによって、採用費用を含む人件費の増加等により985,869千円（前連結会計年度比31.3%増）となりました。その結果、当連結会計年度の営業利益は65,451千円（前連結会計年度比59.5%減）となりました。

④営業外損益及び経常利益

支払利息2,226千円等により営業外費用2,231千円を計上した結果、当連結会計年度の経常利益は64,762千円（前連結会計年度比59.9%減）となりました。

⑤特別損益及び親会社株主に帰属する当期純利益

会員権評価損9,999千円及び段階取得に係る差損3,570千円等により特別損失13,873千円を計上しました。また、法人税、住民税及び事業税9,158千円、法人税等調整額6,970千円計上した結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は35,604千円（前連結会計年度比51.7%減）となりました。

第16期第3四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日）

①売上高

当第3四半期連結累計期間の売上高は、接骨院ソリューション事業における売上高1,172,233千円、金融サービス事業における売上高355,391千円の結果、1,527,625千円となりました。

②売上原価及び売上総利益

当第3四半期連結累計期間の売上原価は、機材・消耗品の仕入高の増加及び減価償却費が増加したことに伴い、650,711千円となりました。その結果、当第3四半期連結累計期間の売上総利益は876,914千円となりました。

③販売費及び一般管理費並びに営業利益

当第3四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、人員の増加に伴う人件費の増加等により750,068千円となりました。その結果、当第3四半期連結累計期間の営業利益は126,845千円となりました。

④営業外損益及び経常利益

助成金収入及び受取賃貸料等により営業外収益1,063千円を計上した一方で、支払利息2,101千円等により営業外費用2,116千円を計上した結果、当第3四半期連結累計期間の経常利益は125,793千円となりました。

⑤特別損益及び親会社株主に帰属する四半期純利益

固定資産除却損480千円を特別損失に計上しました。また、法人税、住民税及び事業税14,169千円、法人税等調整額27,622千円計上した結果、当第3四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益は83,541千円となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要の主なものは、商品の仕入れ及び外注費、並びに販売費及び一般管理費であります。また、投資を目的とした資金需要として、ソフトウェアを中心とした設備資金等であります。

資金の源泉は主として、自己資金及び金融機関からの借入金による調達を基本としております。資金の流動性については、事業計画、設備投資計画に応じた現金及び預金残高の確保と必要に応じて外部資金の調達を行うことにより維持してまいります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境や事業活動等、当社グループにおいて様々な要因の変動による影響を受ける可能性があることと認識しております。そのため、当社グループを取り巻く外部環境及び内部環境に留意し、内部統制システムの強化や優秀な人材の確保と育成、様々なニーズに合った商品やサービスの開発等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散し、リスクの発生を抑え、適切な対応を図ってまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループが今後より成長していくために、「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、様々な経営課題に対処することが必要であると認識しております。それらの課題に対応す

るために、当社グループを取り巻く外部環境及び内部環境に留意し、様々なニーズを識別して経営資源の最適化に努めること及び継続的に収益を確保し、事業規模の拡大を図ってまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

第15期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当連結会計年度における研究開発費は8,000千円であります。研究開発活動としましては、接骨院ソリューション事業において医療機器（特定保守管理医療機器）の開発及び製造委託を行いました。しかしながら、当社グループのニーズに合致させるには、当初計画以上の追加費用が発生すること及び希望納期に間に合わない可能性が高いこと等の理由から、開発を中止いたしました。

第16期第3四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日）

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第15期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループ（当社及び連結子会社）の設備投資の総額は80,698千円であり、セグメント別に示すと、次のとおりであります。

なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

(1) 接骨院ソリューション事業

当連結会計年度の主な設備投資は、レセONE及びLigoo POS & CRMの機能追加のソフトウェア開発及び事務所増床に伴う設備を中心とする総額80,506千円（無形固定資産63,988千円、有形固定資産16,518千円）の投資を実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 金融サービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、事務所改修に伴う設備に総額191千円（有形固定資産191千円）の投資を実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

第16期第3四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日）

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）の設備投資の総額は165,450千円であり、セグメント別に示すと、次のとおりであります。

なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

(1) 接骨院ソリューション事業

当第3四半期連結累計期間の主な設備投資は、レセONE及びLigoo POS & CRMの機能追加のソフトウェア開発を中心とする総額163,215千円（無形固定資産157,678千円、有形固定資産5,536千円）の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 金融サービス事業

当第3四半期連結累計期間の主な設備投資は、事務所改修に伴う設備に総額2,234千円（有形固定資産2,234千円）の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成31年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
大阪本社 (大阪市中央区)	接骨院ソリューション事業	事務所設備	34,485	13,776	131,265	9,161	188,689	44 (3)
東京事務所 (東京都港区)	接骨院ソリューション事業	事務所設備	1,734	1,088	—	—	2,823	11 (—)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、商標権、ソフトウェア仮勘定、建設仮勘定の合計であります。
 4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。
 5. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 6. 上記の大阪本社及び東京事務所は、連結会社以外の者から賃借している建物であり、内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
大阪本社 (大阪市中央区)	接骨院ソリューション事業	事業所設備	15,790
東京事務所 (東京都港区)	接骨院ソリューション事業	事業所設備	6,883

(2) 国内子会社

平成31年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物附属設備 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社FPデザイン	本社 (大阪市中央区)	金融サービス事業	事務所設備	1,773	2,474	0	4,248	21 (1)
	東京事務所 (東京都千代田区)	金融サービス事業	事務所設備	399	—	—	399	4 (1)
株式会社ヘルスケア・フィット	本社 (浜松市中区)	接骨院ソリューション事業	事務所設備	9,106	2,142	2,298	13,546	2 (—)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、ソフトウェアの合計であります。
 4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。
 5. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 6. 上記の本社及び東京事務所は、連結会社以外の者から賃借している建物であり、内容は下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
株式会社FPデザイン	本社 (大阪市中央区)	金融サービス事業	事業所設備	5,531
株式会社FPデザイン	東京事務所 (東京都千代田区)	金融サービス事業	事業所設備	3,008
株式会社ヘルスケア・フィット	本社 (浜松市中区)	接骨院ソリューション事業	事業所設備	5,912

3【設備の新設、除却等の計画】（令和元年12月31日現在）

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 大阪本社	大阪市 中央区	接骨院ソ リユース ション事業	レセONE 機能追加 及び機能 強化	365,000	15,000	自己資金 及び増資 資金	令和元年6月	令和3年12月	(注)2.
当社 大阪本社	大阪市 中央区	接骨院ソ リユース ション事業	Ligoo POS & CRM 機能追加 及び機能 強化	90,000	—	自己資金 及び増資 資金	令和2年2月	令和3年10月	(注)2.
当社 東京事務所	東京都 港区	接骨院ソ リユース ション事業	事務所移 転に伴う 設備等	30,000	—	自己資金 及び増資 資金	令和3年6月	令和3年7月	(注)2.

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,020,000
計	4,020,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,011,900	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,011,900	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成27年3月31日取締役会決議）

決議年月日	平成27年3月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 11名 社外協力者 1名 (注) 1
新株予約権の数(個) ※	136 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 40,800 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	167 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	自 平成29年4月1日 至 令和6年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 167 資本組入額 84 (注) 4
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

※最近事業年度の末日（平成31年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（令和2年1月31日）にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員10名、社外協力者1名となっております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、300株とする。なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）

後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額50,000円（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員の内いずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

6. 新株予約権の取得条項

- ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる
- ②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

決議年月日	平成27年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 11名 子会社従業員 1名 社外協力者 1名 (注) 1
新株予約権の数(個) ※	155 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 46,500 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	167 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	自 平成29年8月1日 至 令和6年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 167 資本組入額 84 (注) 4
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

※最近事業年度の末日（平成31年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（令和2年1月31日）にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社監査役1名、当社従業員9名、子会社取締役1名、社外協力者2名となっております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、300株とする。なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額50,000円（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

6. 新株予約権の取得条項

- ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

第3回新株予約権（平成28年6月30日取締役会決議）

決議年月日	平成28年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 4名 子会社従業員 2名 (注) 1
新株予約権の数(個) ※	76 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 22,800 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,334 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	自 平成30年7月1日 至 令和6年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,334 資本組入額 667 (注) 4
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

※最近事業年度の末日（平成31年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（令和2年1月31日）にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員4名、子会社従業員1名となっております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、300株とする。なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額400,000円（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

6. 新株予約権の取得条項

- ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

第4回新株予約権（令和元年6月28日取締役会決議）

決議年月日	令和元年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名 子会社従業員 4名（注）1
新株予約権の数（個） ※	29（注）2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,900（注）2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1,830（注）4
新株予約権の行使期間 ※	自 令和3年7月1日 至 令和11年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,830 資本組入額 915（注）5
新株予約権の行使の条件 ※	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

※提出日の前月末現在（令和2年1月31日）における内容を記載しております。

（注）1. 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員11名、子会社従業員4名となっております。

2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、付与対象者の退職により消却したものを減じた数を記載しております。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額1,830円（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

7. 新株予約権の取得条項

- ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成27年3月3日 (注)1.	300	2,800	15,000	50,000	—	—
平成28年3月30日 (注)2.	393	3,193	78,600	128,600	78,600	78,600
平成28年5月2日 (注)3.	180	3,373	36,000	164,600	36,000	114,600
平成29年12月20日 (注)4.	1,008,527	1,011,900	—	164,600	—	114,600

(注)1. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先 川瀬 紀彦、藤原 俊也、糸野 聡史

2. 有償第三者割当

発行価格 400,000円

資本組入額 200,000円

割当先 J A I C ーブリッジ3号投資事業有限責任組合、みずほ成長支援投資事業有限責任組合、K & P パートナーズ1号投資事業有限責任組合、株式会社ペイフoward、畠山 兼一郎、代表世話人株式会社

3. 有償第三者割当

発行価格 400,000円

資本組入額 200,000円

割当先 株式会社ウィルグループ

4. 株式分割(1:300)によるものです。

(4)【所有者別状況】

令和元年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	5	—	—	20	25	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	589	—	—	9,530	10,119	—
所有株式数の割 合(%)	—	—	—	5.82	—	—	94.18	100.00	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和元年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,011,900	10,119	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,011,900	—	—
総株主の議決権	—	10,119	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主への利益還元を行うことを重要な経営課題と認識しております。

一方で、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実を優先させるため、現在までのところ無配を継続してまいりました。

今後におきましては、毎期の業績、財政状態を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応し、また、一層の事業拡大を目指すため、中長期的な投資原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本的な方針とし、配当の決定機関は株主総会でありませす。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。

また、当社は、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社では、会社法に基づく機関として、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、代表取締役社長直轄組織として、内部監査室を設置し、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを確保できる経営体制の構築を図るとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制の構築のため、代表取締役社長が諮問する機関として、経営会議を設置しております。

また、事業規模に合わせた適正な業務執行と迅速な意思決定ができる経営体制を構築するとともに、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することにより、第三者目線で経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを監督・監査し、向上させることが可能であると判断し、現行の体制を選択しております。

イ. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長川瀬紀彦が議長を務め、取締役副社長藤原俊也、取締役副社長石本導彦、専務取締役梅木智史、取締役大浦徹也、社外取締役島宏一、社外取締役村田雅幸の取締役7名により構成されており、法令及び定款に定められた事項、経営に関する重要事項の決定及び取締役の職務遂行の監督等を行っております。毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、取締役会には全監査役が出席し、取締役の職務遂行を監督しております。

ロ. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役江澤紳二郎(社外監査役)が議長を務め、非常勤監査役糸野聡史、非常勤監査役吉田憲史(社外監査役)の3名により構成されており、取締役の業務執行等を監査・監視しております。毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。なお、監査に関する重要な事項や監査の方法等は、監査役会において協議の上、決定しております。

常勤監査役は、重要会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど、監査の実効性の確保に努めております。さらに、代表取締役社長との面談や各部門の往査・ヒアリングを実施し、業務の監査が広く行われる体制を整えております。また、会計監査人及び内部監査室長とも連携し、情報交換を行うことで相互の連携を深めております。

非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

ハ. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

ニ. 経営会議

経営会議は、代表取締役社長川瀬紀彦が議長を務め、取締役副社長藤原俊也、取締役副社長石本導彦、専務取締役梅木智史、取締役大浦徹也の常勤取締役5名により構成されており、代表取締役社長が諮問する機関として、毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて開催しております。経営会議には常勤取締役が出席し、現在の業務執行状況の報告及び意見交換、情報共有等が行われております。また、常勤監査役も経営会議に参加し、会議内容について確認しております。

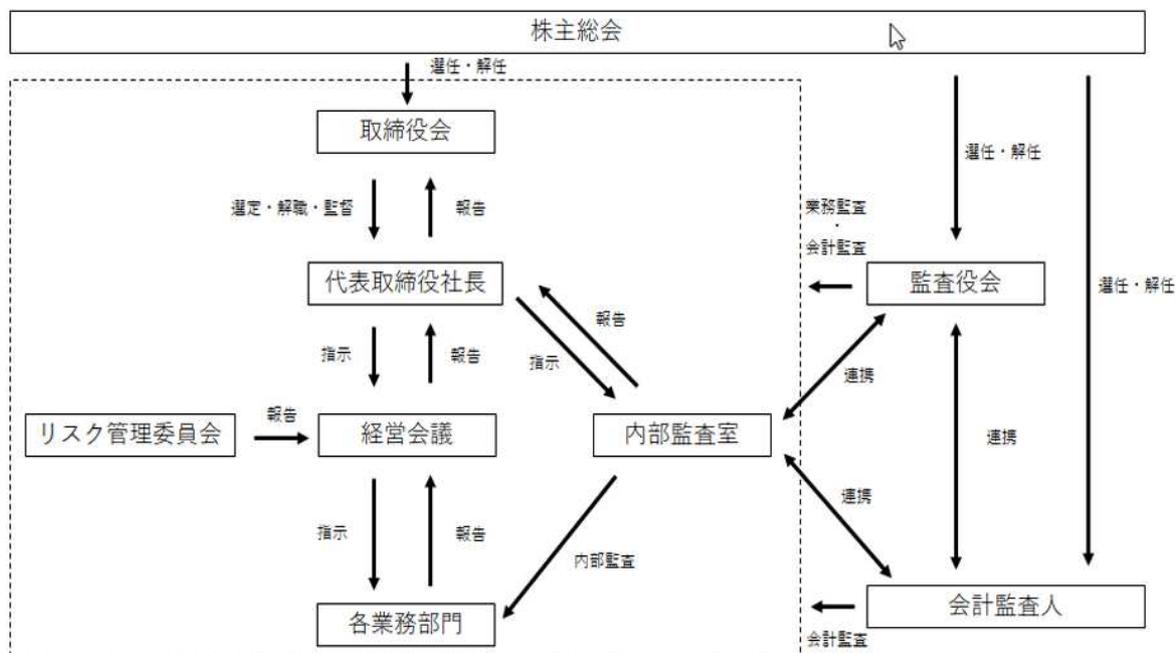
ホ. 内部監査室

内部監査室は、専任の内部監査室長永野勉の1名により構成されており、代表取締役社長直轄の組織として、当社グループ各部門が法令や社内規程に則り、効果的かつ合理的に業務遂行しているかどうかを評価し、問題があれば、業務改善に向けた助言・改善勧告、改善後のフォローアップ等を行っております。また、監査役会及び会計監査人とも定期的に情報交換を行い、効率的な監査の実施に努めております。

へ. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、管理担当取締役大浦徹也が委員長を務め、事務局を管理部法務チームが担当し、副委員長、その他委員によって構成されております。同委員会は、各種リスクの洗い出し、分析を行った上で、重要リスクについて経営会議へ報告を行い、重要リスク対策の実施状況のモニタリング等を行っております。

ト. 当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概況図



チ. 内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、取締役会その他重要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りにも努めております。その他役職員の職務執行に対し、監査役及び内部監査室がその業務執行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

また、全社勉強会を四半期に1度開催し、役職員の意識と知識の向上に努めております。日常的に代表取締役社長や管理部による内部統制システムに関する情報発信も行っております。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに社会規範を遵守するとともに、「企業行動規範」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- (2) 業務遂行する上で遵守すべき基準及び諸手続を纏めた諸規程を作成し、これを遵守する。
- (3) 「コンプライアンス規程」に基づき、管理部門担当取締役をコンプライアンス担当取締役、管理部をコンプライアンス担当部署とそれぞれ定める。コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当部署は、コンプライアンス遵守の徹底を図るため、共同して「コンプライアンスマニュアル」等の実施状況を管理及び監督し、役職員に対する適切なコンプライアンス教育及び研修の実施、役職員によるコンプライアンス遵守状況の調査及び問題がある場合の改善指示等を行う。
- (4) 「内部通報規程」に基づき、コンプライアンス上疑義のある行為等の防止・早期発見・是正を目的として内部通報制度を設け、社内窓口として常勤監査役、人事担当責任者及び内部監査室長、社外窓口として顧問弁護士及び顧問社会保険労務士を内部通報窓口とする体制を、通報者保護の原則に基づき運用する。
- (5) 万一コンプライアンス上問題となり得る事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役が、直ちにその状況及び対策その他必要な事項を、取締役会及び監査役会に報告する。コンプライアンス担当部署は、かかる事態の再発を防止するための施策を策定し、当社グループにその内容を周知徹底する。
- (6) 代表取締役社長直轄の内部監査担当部署として内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に基づき、コンプライアンス担当部署と連携の上、コンプライアンスの状況を定期的に監査する。また、これらの活動は定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「取締役会規則」、「稟議規程」、「文書管理規程」その他の当社社内規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、上記情報を必要に応じて閲覧することができる。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- (2) 経営危機が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、危機を解決、克服又は回避するための体制を整える。
- (3) 経営危機を未然に防止するため、当社グループ全体のリスクの管理に係る体制の整備等を担当する組織としてリスク管理委員会を設置する。
- (4) 内部監査室は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を都度開催する。
- (2) 「経営会議規程」に基づき、経営効率を向上させるため、経営会議を毎月1回開催し、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項にかかる意思決定を機動的に行う。
- (3) 業務の運営については、取締役会が中期経営計画及び各事業年度の計画を策定し、当社グループ全体の目標を設定するとともに、各取締役の業務分担を定め、効率的な業務執行を行う。各部門においては、計画に定める目標の達成に向け、具体策を立案及び実行するとともに、定期的に取締役会に業績報告を行うことにより、経営計画の達成状況について取締役会によるチェックを受ける。
- (4) 組織的かつ効率的な経営を行うため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定めて運営を行う。

e 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。
- (2) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会の承認を得る又は報告を行う。
- (3) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。
- (4) 監査役は、「監査役規程」に基づき、取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

g 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。また、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとする。

h 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、随時各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況並びに内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- (3) 監査役に報告を行った取締役及び使用人に対し、報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

i 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うこととする。

(2) 監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査室長と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性の確保を図ることとする。

(3) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士等に専門的な立場から助言を受ける等必要な連携を図ることとする。

k 反社会的勢力との取引排除に向けた体制

(1) 「反社会的勢力排除宣言と対応基本方針」に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求は拒絶することを基本方針とする。

(2) 「反社会的勢力対応規程」に管理部を反社会的勢力対応部署と定め、体制整備に努める。同規程に基づき、反社会的取引の防止に必要な管理体制及び手続について規定するとともに、不当要求発生時に採るべき対応策や方針を定める。

(3) 反社会的勢力対応に関する方針・規程等の周知徹底にあたっては、「企業行動規範」その他の啓発資料の配付や反社会的取引に至る主要類型等を示すなどにより、注意喚起を行うとともに、役職員に対し反社会的勢力対応に関して必要な教育を実施する。

③取締役及び監査役の員数

当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

④取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、株主総会の決議によって行っております。なお、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑤株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑥中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益配分の機会を充実させるためであります。

⑦自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

⑧取締役及び監査役との責任限定契約の内容

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定めております。

また、会社法第427条第1項により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性10名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	川瀬 紀彦	昭和51年5月6日生	平成12年4月 ㈱商工ファンド(後の㈱SFCG)入社 平成13年4月 ㈱ホロニック入社 平成16年10月 当社設立 代表取締役社長 平成17年8月 ㈱ベッツホールディングス 取締役 平成17年12月 当社 代表取締役社長(現任) 平成25年1月 ㈱リグアBEX(現:当社)設立 代表取締役社長 平成26年10月 ㈱FPデザイン 取締役(現任) 平成29年1月 ㈱LAS 取締役(現任) 平成30年5月 ㈱ヘルスケア・フィット 代表取締役 社長(現任)	(注) 3	528,200
取締役副社長 事業開発室管掌	藤原 俊也	昭和52年9月19日生	平成13年4月 ㈱ノヴァ入社 平成17年6月 当社入社 平成17年8月 当社 取締役(現任) 平成25年1月 ㈱リグアBEX(現:当社) 取締役 平成27年2月 ㈱FPデザイン 取締役 平成30年5月 ㈱ヘルスケア・フィット 取締役(現 任)	(注) 3	68,100
取締役副社長	石本 導彦	昭和45年9月24日生	平成6年4月 ㈱コロネット商会入社 平成11年1月 アリコジャパン(現:メットライフ生 命保険㈱)入社 平成13年1月 グローバルインシュアランスデザイン ㈱入社 平成15年1月 (有)FPデザイン(現:㈱FPデザ イン)設立 取締役 平成15年5月 (有)FPデザインオフィス設立(現:㈱ FPデザインオフィス) 代表取締役 平成20年4月 ㈱FPデザイン 代表取締役(現任) 平成22年3月 ㈱ライフプラザパートナーズ入社 平成26年8月 当社 取締役(現任) 平成26年10月 ㈱石本コンサルタンツ設立 代表取締 役 平成27年1月 ㈱リグアBEX(現:当社) 取締役 平成27年4月 みつばち保険コンサルタンツ㈱ (現:FPコンサルタンツ㈱)入社	(注) 3	62,400
専務取締役 営業本部長 兼 マーケティング室長	梅木 智史	昭和53年2月22日生	平成13年4月 ㈱本間ゴルフ入社 平成17年5月 ㈱光通信入社 平成24年10月 長谷川ホールディングス㈱(現:HI TOWAホールディングス㈱)入社 平成25年2月 長谷川フードサービス㈱(現:HI TOWAフードサービス㈱) 取締役 平成25年4月 長谷川介護サービス㈱(現:HI TOWAケアサービス㈱) 取締役 平成25年10月 長谷川ホールディングス㈱(現:HI TOWAホールディングス㈱) 取締 役 平成28年6月 当社入社 取締役(現任)	(注) 3	-
取締役 管理部長	大浦 徹也	昭和53年6月2日生	平成14年9月 ㈱ノヴァ入社 平成17年10月 (有)エクステンド(現:フロムファー イースト㈱)入社 平成25年3月 ㈱eWell入社 平成27年4月 当社入社 管理部配属 平成28年6月 当社 取締役管理部長(現任) 平成30年5月 ㈱ヘルスケア・フィット 取締役(現 任) 平成30年6月 ㈱FPデザイン 取締役(現任)	(注) 3	3,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	島 宏一	昭和32年12月5日生	昭和58年5月 ㈱日本リクルートセンター（現：㈱リクルートホールディングス）入社 平成22年6月 ㈱リクルート（現：㈱リクルートホールディングス）常勤監査役 平成28年9月 グリー㈱ 監査役（現任） 平成28年9月 当社 取締役（現任）	(注) 3	—
取締役	村田 雅幸	昭和44年2月14日生	平成3年4月 大阪証券取引所入所 平成15年7月 ㈱大阪証券取引所 執行役員 兼 東京支社長 平成18年8月 同社 執行役員 兼 上場部長 平成25年6月 ㈱東京証券取引所 執行役員 平成30年4月 パブリックゲート合同会社設立 代表社員（現任） 平成30年6月 当社 取締役（現任） 平成30年7月 ㈱スマレジ 監査役（現任） 平成31年3月 C h a t w o r k㈱ 監査役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	江澤 紳二郎	昭和31年9月14日生	昭和54年4月 住友海上火災保険㈱（現：三井住友海上火災保険㈱）入社 平成23年4月 三井住友海上火災保険㈱ 理事大阪北支店長 平成26年4月 三井住友海上エイジェンシー・サービス㈱ 常務取締役 平成27年4月 M S & A D スタッフサービス㈱ 代表取締役 平成30年6月 当社 常勤監査役（現任） ㈱F P デザイン 監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	桑野 聡史	昭和43年6月10日生	平成6年4月 齋藤会計事務所入所 平成11年3月 若原会計事務所入所 平成12年4月 桑野税理士事務所設立 所長（現任） 平成17年1月 当社 監査役 平成23年10月 当社 取締役 平成27年1月 当社 監査役（現任） 平成27年2月 ㈱F P デザイン 監査役 ㈱リグアB E X（現：当社） 監査役 平成30年5月 ㈱ヘルスケア・フィット 監査役（現任）	(注) 4	18,000
監査役	吉田 憲史	昭和47年11月13日生	平成10年10月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）大阪事務所入所 平成14年5月 公認会計士登録 平成16年3月 妙中公認会計士事務所入所 平成18年8月 インデックスデジタル㈱（現：シナジーマーケティング㈱）入社 平成24年7月 吉田公認会計士事務所設立 所長（現任） 平成29年6月 当社 監査役（現任）	(注) 4	—
計					679,700

- (注) 1. 取締役 島宏一及び村田雅幸は、社外取締役であります。
2. 監査役 江澤紳二郎及び吉田憲史は、社外監査役であります。
3. 令和元年12月17日開催の臨時株主総会終結時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。
4. 令和元年12月17日開催の臨時株主総会終結時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。

②社外役員の状況

当社は、社外取締役2名、社外監査役2名を選任し、取締役会に対する牽制や経営監視の強化を図っております。

社外取締役である島宏一氏は、組織経営に関する相当程度の知見と豊富な経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、選任しております。同氏は、グリー株式会社の監査役等を兼任しておりますが、当社と当該会社等及び同氏との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役である村田雅幸氏は、コーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見と専門的知識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、選任しております。同氏は、パブリックゲート合同会社の代表社員及び株式会社スマレジの監査役等を兼任しておりますが、当社と当該会社等及び同氏との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役である江澤紳二郎氏は、コンプライアンスに関する相当程度の知見と保険業界における豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、選任しております。また、当社と同氏との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役である吉田憲史氏は、公認会計士及び税理士として、豊富な経験と幅広い見識等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、選任しております。同氏は、吉田公認会計士事務所長等を兼任しておりますが、当社と当該事務所等及び同氏との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的な基準は定めていないものの、東京証券取引所の定める独立役員要件の充足状況を勘案して一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断した人物を選任しております。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、社外監査役である常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。

また、監査役は、定期的に、監査役会を開催し、また、社外取締役と情報交換を行う等により連携をしております。

さらに、監査役、内部監査室及び会計監査人は、定期的に会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名(社外監査役)と非常勤監査役2名(うち社外監査役1名)により構成されており、取締役の業務執行等を監査・監視しております。監査役会は、毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。最近事業年度においては、全監査役がすべての監査役会に参加しております。

なお、監査役糸野聡史は税理士資格を有し、また、監査役吉田憲史は公認会計士及び税理士の資格を有し、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は、監査方針及び監査計画を策定の上、取締役会の監督及び内部統制システムの整備、運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。全監査役が取締役会に参加し、取締役の職務遂行等を監督するほか、常勤監査役による重要会議への参加、代表取締役社長との面談、稟議書等の重要書類の閲覧、当社グループ各部門への往査・ヒアリング等の監査結果について、監査役会で共有しております。また、会計監査人及び内部監査室とも連携し、情報交換を行うことで相互の連携を深めております。

② 内部監査の状況

当社は、代表取締役社長直轄組織として内部監査室(1名)を設置しております。内部監査室は、業務執行の適正性及び有効性を検証するために独立した機関としております。内部監査の実施は、内部監査計画に基づき、当社グループ各部門が法令や社内規程に則り、効果的かつ合理的に業務遂行しているかどうかを評価しており、問題があれば、業務改善に向けた助言・改善勧告、改善後のフォローアップ等を行っております。

また、内部監査室長と常勤監査役は適宜連携の上、監査の実効性を高めるとともに、会計監査人とも定期的に連携し、情報交換を行うことで効率的な監査の実施に努めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

当社グループの会計監査を担当した公認会計士は次のとおりであります。なお、継続監査年数については、全員が7年以内のため記載を省略しております。

b. 業務を執行した公認会計士

三宅 潔
神崎 昭彦

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名及びその他7名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社が上場の準備を検討していたときに、有限責任 あずさ監査法人をご紹介いただき、代表社員と面談の後、上場を前提とした調査(ショートレビュー)を受けました。同監査法人により、事業内容の十分な理解を得られ、当該調査による課題や改善提案に関する的確な指導を受け、同監査法人が上場に関する豊富な実績及び経験があることを確認いたしましたので、監査契約を締結いたしました。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人の監査体制及び職務執行状況等を適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	11,000	—	12,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	11,000	—	12,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に属する組織に対する報酬（a.を除く）

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社グループの事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して、当社及び監査法人の両社で協議を行い、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会社法第399条の規定に基づき、会計監査人から監査計画の内容及び日数について説明を受けた上で、会計監査人の適切な業務遂行に必要な監査時間の確保という観点から、監査計画及び監査報酬について同意しております。

また、監査役会は、監査報酬について、成功報酬や著しく低廉な報酬ではなく、会計監査人としての独立性が損なわれるような内容ではないことを確認しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員報酬規程」及び「監査役会規則」により定めております。具体的には、取締役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員報酬等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、役員報酬限度額は、以下のとおりとなります。

役員報酬限度額 取締役200,000千円（平成27年6月22日の定時株主総会で決議）

（年額） 監査役 30,000千円（平成27年6月22日の定時株主総会で決議）

取締役の報酬等は、当社の経営状況、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会にて決定するものとしており、監査役の報酬等は、監査役会での協議によるものとしております。

当事業年度における取締役の報酬等の額は、平成30年6月27日開催の取締役会で決定しております。その際、代表取締役社長から議案提案理由の説明があり、全役員出席の上、審議・決定しております。

当事業年度における監査役の報酬等の額は、平成30年6月27日開催の監査役会において全監査役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	107,420	107,420	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	1,800	1,800	—	—	1
社外役員	17,790	17,790	—	—	6

(注) 1. 上記の社外役員6名には、平成30年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれております。

2. 上記の他、使用人兼務役員の使用人部分の報酬等の総額は1名で5,400千円であります。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）及び当事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（令和元年10月1日から令和元年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成31年4月1日から令和元年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	226,583	288,418
売掛金	73,690	157,638
リース債権	4,881	860
商品	72,412	96,046
その他	28,621	29,202
貸倒引当金	△293	△558
流動資産合計	405,896	571,607
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	50,433	61,532
減価償却累計額	△9,144	△13,518
建物附属設備（純額）	41,288	48,014
車両運搬具	12,775	12,775
減価償却累計額	△6,070	△8,303
車両運搬具（純額）	6,705	4,471
工具、器具及び備品	27,541	36,772
減価償却累計額	△8,805	△17,290
工具、器具及び備品（純額）	18,735	19,482
有形固定資産合計	66,729	71,968
無形固定資産		
ソフトウェア	108,949	133,563
ソフトウェア仮勘定	8,640	4,000
のれん	—	28,943
その他	435	690
無形固定資産合計	118,024	167,197
投資その他の資産		
投資有価証券	10,200	—
繰延税金資産	73,538	66,568
その他	33,689	33,178
貸倒引当金	△2,946	△2,572
投資その他の資産合計	114,481	97,173
固定資産合計	299,235	336,339
資産合計	705,131	907,946

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	28,542	6,355
1年内返済予定の長期借入金	64,361	108,752
未払金	59,786	87,889
未払費用	33,925	66,941
未払法人税等	9,958	8,421
未払消費税等	22,889	18,132
前受金	180,191	97,281
預り金	16,598	54,183
賞与引当金	6,210	10,635
その他	261	253
流動負債合計	422,725	458,846
固定負債		
長期借入金	119,038	273,836
資産除去債務	8,131	14,860
その他	—	596
固定負債合計	127,169	289,292
負債合計	549,895	748,138
純資産の部		
株主資本		
資本金	164,600	164,600
資本剰余金	114,600	83,567
利益剰余金	△123,964	△88,359
株主資本合計	155,235	159,807
純資産合計	155,235	159,807
負債純資産合計	705,131	907,946

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(令和元年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	300,931
売掛金	224,287
リース債権	215
商品	77,477
未収還付法人税等	3,636
その他	47,079
貸倒引当金	△586
流動資産合計	653,041
固定資産	
有形固定資産	67,947
無形固定資産	
ソフトウェア	199,963
ソフトウェア仮勘定	15,000
顧客関連資産	34,833
のれん	26,553
その他	540
無形固定資産合計	276,890
投資その他の資産	
繰延税金資産	39,456
その他	31,120
貸倒引当金	△2,426
投資その他の資産合計	68,150
固定資産合計	412,987
資産合計	1,066,029
負債の部	
流動負債	
買掛金	5,134
1年内返済予定の長期借入金	140,624
未払金	71,748
未払費用	61,446
未払法人税等	16,788
未払消費税等	23,290
前受金	47,874
預り金	145,633
賞与引当金	11,464
その他	64
流動負債合計	524,069
固定負債	
長期借入金	283,195
繰延税金負債	510
資産除去債務	14,905
固定負債合計	298,610
負債合計	822,679
純資産の部	
株主資本	
資本金	164,600
資本剰余金	83,567
利益剰余金	△4,818
株主資本合計	243,349
純資産合計	243,349
負債純資産合計	1,066,029

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
売上高	1,470,842	1,809,628
売上原価	558,356	758,307
売上総利益	912,486	1,051,321
販売費及び一般管理費	※1 750,930	※1, ※2 985,869
営業利益	161,555	65,451
営業外収益		
受取利息	38	55
受取手数料	377	157
受取賃貸料	—	683
固定資産受贈益	—	400
助成金収入	1,237	—
その他	270	245
営業外収益合計	1,923	1,541
営業外費用		
支払利息	1,931	2,226
その他	—	5
営業外費用合計	1,931	2,231
経常利益	161,547	64,762
特別利益		
固定資産売却益	※3 74	—
特別利益合計	74	—
特別損失		
固定資産除却損	※4 7,654	※4 303
会員権評価損	—	9,999
段階取得に係る差損	—	3,570
減損損失	※5 47,043	—
特別損失合計	54,697	13,873
税金等調整前当期純利益	106,923	50,888
法人税、住民税及び事業税	7,517	9,158
法人税等調整額	25,688	6,970
法人税等合計	33,205	16,128
当期純利益	73,717	34,759
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	—	△844
親会社株主に帰属する当期純利益	73,717	35,604

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益	73,717	34,759
包括利益	73,717	34,759
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	73,717	35,604
非支配株主に係る包括利益	—	△844

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年12月31日)
売上高	1,527,625
売上原価	650,711
売上総利益	876,914
販売費及び一般管理費	750,068
営業利益	126,845
営業外収益	
受取利息	46
受取賃貸料	560
助成金収入	427
その他	29
営業外収益合計	1,063
営業外費用	
支払利息	2,101
その他	14
営業外費用合計	2,116
経常利益	125,793
特別利益	
固定資産売却益	19
特別利益合計	19
特別損失	
固定資産除却損	480
特別損失合計	480
税金等調整前四半期純利益	125,333
法人税、住民税及び事業税	14,169
法人税等調整額	27,622
法人税等合計	41,791
四半期純利益	83,541
親会社株主に帰属する四半期純利益	83,541

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日)
四半期純利益	83,541
四半期包括利益	83,541
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	83,541
非支配株主に係る四半期包括利益	-

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	164,600	114,600	△197,681	81,518	81,518
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			73,717	73,717	73,717
当期変動額合計	—	—	73,717	73,717	73,717
当期末残高	164,600	114,600	△123,964	155,235	155,235

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	164,600	114,600	△123,964	155,235	155,235
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			35,604	35,604	35,604
連結子会社株式の取得による持分の増減		△31,032		△31,032	△31,032
当期変動額合計	—	△31,032	35,604	4,572	4,572
当期末残高	164,600	83,567	△88,359	159,807	159,807

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	106,923	50,888
減価償却費	53,082	52,324
のれん償却額	—	2,920
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,297	△108
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,610	4,425
受取利息及び受取配当金	△39	△55
支払利息	1,931	2,226
固定資産除却損	7,654	303
会員権評価損	—	9,999
減損損失	47,043	—
段階取得に係る差損益 (△は益)	—	3,570
売上債権の増減額 (△は増加)	21,169	△75,825
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△33,955	△23,633
仕入債務の増減額 (△は減少)	25,445	△22,187
前払費用の増減額 (△は増加)	△1,353	△11,536
未払金の増減額 (△は減少)	△10,634	25,694
未払費用の増減額 (△は減少)	8,746	31,457
前受金の増減額 (△は減少)	△117,242	△82,910
預り金の増減額 (△は減少)	△5,399	37,202
未払消費税等の増減額 (△は減少)	23,082	△5,289
その他	13,284	15,534
小計	140,051	15,001
利息及び配当金の受取額	36	54
利息の支払額	△1,997	△2,253
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	2,750	△9,543
営業活動によるキャッシュ・フロー	140,840	3,259
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△6,300	△3,900
定期預金の払戻による収入	—	30,239
有形固定資産の取得による支出	△37,982	△13,343
無形固定資産の取得による支出	△62,257	△55,348
敷金及び保証金の差入による支出	△3,917	△2,872
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △6,844
その他	2,150	△203
投資活動によるキャッシュ・フロー	△108,306	△52,273
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	—	△30,000
長期借入れによる収入	179,684	300,000
長期借入金の返済による支出	△216,125	△100,811
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△32,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△36,441	137,188
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,907	88,173
現金及び現金同等物の期首残高	197,852	193,944
現金及び現金同等物の期末残高	※1 193,944	※1 282,118

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社F Pデザイン

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法によっております。

ロ たな卸資産

商品・・・総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社F Pデザイン、株式会社ヘルスケア・フィット

株式会社ヘルスケア・フィットは平成30年5月1日の株式取得に伴い子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社となりました。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法によっております。

ロ たな卸資産

商品・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、平成30年4月1日に開始する連結会計年度(以下「翌連結会計年度」という。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を翌連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、当連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」30,409千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」73,538千円に含めて表示しております。

当連結会計年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」30,409千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」73,538千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(連結貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
当座貸越極度額の総額	270,000千円	270,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	270,000	270,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
役員報酬	110,160千円	139,510千円
給料及び手当	229,226	322,296
賞与引当金繰入額	5,400	8,543
旅費及び交通費	86,187	94,118
支払手数料	88,504	119,439
貸倒引当金繰入額	△1,292	△108

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
	—千円	8,000千円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
車両運搬具	74千円	一千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
建物附属設備	一千円	303千円
工具、器具及び備品	3,787	—
ソフトウェア	3,460	—
その他	406	—
計	7,654	303

※5 減損損失

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
大阪市中央区	接骨院ソリューション事業 ソフトウェアサービス	ソフトウェア

当社グループは、接骨院ソリューション事業においては最小のサービス区分を一単位としております。

当連結会計年度において、接骨院ソリューション事業セグメントのソフトウェアサービスにおいて、当初想定した収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失（47,043千円）に計上しております。その内訳は、ソフトウェア47,043千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2.	3,373	1,008,527	—	1,011,900
合計	3,373	1,008,527	—	1,011,900
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 当社は、平成29年12月20日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加1,008,527株は、株式分割による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,011,900	—	—	1,011,900
合計	1,011,900	—	—	1,011,900
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
現金及び預金勘定	226,583千円	288,418千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△32,639	△6,300
現金及び現金同等物	193,944	282,118

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

株式の追加取得により新たに株式会社ヘルスケア・フィットを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	35,717千円
固定資産	13,100
のれん	31,864
流動負債	△38,214
固定負債	△5,750
非支配株主持分	△1,812
小計	34,905
支配獲得時までの既取得価額	△10,200
段階取得に係る差損	3,570
追加取得した株式の取得価額	28,275
現金及び現金同等物	△21,430
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	6,844

(リース取引関係)

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金は金融機関からの長期借入により、短期的な運転資金は短期借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)に晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金はすべて1年以内の支払期日であります。長期借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年後であります。営業債務及び長期借入金は、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権については、債権管理マニュアル等に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理マニュアル等に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券である株式は、発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2) 参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	226,583	226,583	—
(2) 売掛金	73,690	73,690	—
資産計	300,274	300,274	—
(1) 買掛金	28,542	28,542	—
(2) 未払金	59,786	59,786	—
(3) 預り金	16,598	16,598	—
(4) 長期借入金(※)	183,399	183,223	△176
負債計	288,327	288,150	△176

(※)長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含めておりません。

区分	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	10,200千円

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	226,583	—	—	—
売掛金	73,690	—	—	—
合計	300,274	—	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	64,361	56,276	36,696	20,188	5,878	—

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金は金融機関からの長期借入により、短期的な運転資金は短期借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金はすべて1年以内の支払期日であります。長期借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で7年後であります。営業債務及び長期借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権については、債権管理マニュアル等に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理マニュアル等に準じて、同様の管理を行っております。

②資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	288,418	288,418	—
(2) 売掛金	157,638	157,638	—
資産計	446,056	446,056	—
(1) 買掛金	6,355	6,355	—
(2) 未払金	87,889	87,889	—
(3) 預り金	54,183	54,183	—
(4) 長期借入金 (※)	382,588	382,541	△46
負債計	531,016	530,969	△46

(※)長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	288,418	—	—	—
売掛金	157,638	—	—	—
合計	446,056	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	108,752	90,128	74,656	60,346	28,436	20,270

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成30年3月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額10,200千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(平成31年3月31日)

該当事項はありません。

2. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度において、従来、その他有価証券で保有していた株式会社ヘルスケア・フィットの株式を追加取得したことにより子会社株式に変更しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1名 当社従業員 11名 社外協力者 1名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 11名 子会社従業員 1名 社外協力者 1名	当社取締役 2名 当社従業員 4名 子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2	普通株式 42,900株	普通株式 47,100株	普通株式 23,100株
付与日	平成27年3月31日	平成27年7月24日	平成28年6月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 の条件については新株予約 権者と締結する「新株予約 権引受契約書」に定めてお ります。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 の条件については新株予約 権者と締結する「新株予約 権引受契約書」に定めてお ります。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 の条件については新株予約 権者と締結する「新株予約 権引受契約書」に定めてお ります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 平成29年4月1日 至 令和6年8月30日	自 平成29年8月1日 至 令和6年8月30日	自 平成30年7月1日 至 令和6年8月30日

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年12月20日付株式分割(普通株式1株につき300株の割
合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成30年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・
オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	47,100	23,100
付与	—	—	—
失効	—	—	300
権利確定	—	47,100	—
未確定残	—	—	22,800
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	42,900	—	—
権利確定	—	47,100	—
権利行使	—	—	—
失効	2,100	—	—
未行使残	40,800	47,100	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	167	167	1,334
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 平成29年12月20日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値はディスカウント・キャッシュ・フロー法等に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 本源的価値の合計額 102,579千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションはありません。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1名 当社従業員 11名 社外協力者 1名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 11名 子会社従業員 1名 社外協力者 1名	当社取締役 2名 当社従業員 4名 子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2	普通株式 42,900株	普通株式 47,100株	普通株式 23,100株
付与日	平成27年3月31日	平成27年7月24日	平成28年6月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権引受契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権引受契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権引受契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年4月1日 至 令和6年8月30日	自 平成29年8月1日 至 令和6年8月30日	自 平成30年7月1日 至 令和6年8月30日

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年12月20日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成31年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	22,800
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	22,800
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	40,800	47,100	—
権利確定	—	—	22,800
権利行使	—	—	—
失効	—	600	—
未行使残	40,800	46,500	22,800

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	167	167	1,334
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 平成29年12月20日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値はディスカウント・キャッシュ・フロー法等に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 本源的価値の合計額 157,488千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度（平成30年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,246千円
賞与引当金	1,961
前受金	46,021
貸倒引当金	990
税務上の繰越欠損金	10,289
減損損失	14,385
資産除去債務	2,525
その他	1,277
繰延税金資産小計	78,697
評価性引当額	△2,927
評価性引当額小計	△2,927
繰延税金資産合計	75,769
繰延税金負債	
資産除去債務	△2,083
その他	△147
繰延税金負債合計	△2,231
繰延税金資産の純額	73,538

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当連結会計年度（平成31年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	2,026千円
賞与引当金	3,350
前受金	22,050
貸倒引当金	957
税務上の繰越欠損金（注）2	36,256
減損損失	10,814
会員権評価損	3,119
資産除去債務	4,752
その他	735
繰延税金資産小計	84,063
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△4,377
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,077
評価性引当額小計（注）1	△13,455
繰延税金資産合計	70,607
繰延税金負債	
資産除去債務	△3,966
その他	△73
繰延税金負債合計	△4,039
繰延税金資産の純額	66,568

（注）1. 評価性引当額が10,528千円増加しております。この増加の主な内容は、株式会社リグア保有の会員権が減損となり計上した将来減算一時差異3,057千円、及び当期連結子会社になった株式会社ヘルスケア・フィットの税務上の繰越欠損金等に関する評価性引当額6,841千円を認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(平成31年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—	—	36,256	36,256
評価性引当額	—	—	—	—	—	△4,377	△4,377
繰延税金資産	—	—	—	—	—	31,878	(b) 31,878

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 株式会社リグアにおいては翌事業年度及び翌々事業年度において課税所得が見込まれること、株式会社ヘルスケア・フィットにおいては翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ヘルスケア・フィット

事業の内容 療養費請求代行業業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社ヘルスケア・フィットを当社グループの傘下とする事で、接骨院ソリューション事業において療養費請求代行業業を行い、グループ間のシナジー効果を高め、接骨院業界への更なる展開を充実させる事業戦略上、重要な位置付けにあると考え、同社の株式取得に至ったものであります。

(3) 企業結合日

平成30年5月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合日直前に所有していた議決権比率 11.9%

企業結合日に追加取得した議決権比率 50.8%

取得後の議決権比率 62.7%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式の50.8%を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成30年5月1日から平成31年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた株式の企業結合日における時価 6,630千円

取得の対価(現金) 28,275

取得原価 34,905

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 3,570千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

31,864千円

(2) 発生原因

主として接骨院ソリューション事業とのシナジー効果によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 35,717千円

固定資産 13,100

資産合計 48,818

流動負債 38,214

固定負債 5,750

負債合計 43,964

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
連結損益計算書に及ぼす影響の概算額は重要性が乏しいため記載を省略しています。

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社ヘルスケア・フィット
事業の内容 療養費請求代行事業
- (2) 企業結合日
平成31年1月24日
- (3) 企業結合の法的形式
非支配株主からの現金を対価とする株式取得
- (4) 結合後企業の名称
変更はありません。
- (5) その他取引の概要に関する事項
経営の効率化と収益力向上を目的として、非支配株主が保有する株式を追加取得しております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	32,000千円
取得原価	32,000

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

- (1) 資本剰余金の主な変動要因
子会社株式の追加取得
- (2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額
31,032千円

(資産除去債務関係)

前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物の耐用年数に応じて15年と見積り、割引率は0.7%から1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首残高	3,082千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,021
時の経過による調整額	27
期末残高	8,131

当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物の耐用年数に応じて15年と見積り、割引率は0.0%から1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
期首残高	8,131千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,309
連結子会社の取得に伴う増加額 (注)	3,366
時の経過による調整額	52
期末残高	14,860

(注) 「連結子会社の取得に伴う増加額」は、株式会社ヘルスケア・フィットの株式を取得し、連結子会社化したことによる増加であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業は、各社が取り扱っている主な製品・サービス別のセグメントから構成されており、「接骨院ソリューション事業」及び「金融サービス事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	接骨院ソリューション事業	金融サービス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,140,454	330,388	1,470,842	—	1,470,842
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,217	—	5,217	△5,217	—
計	1,145,671	330,388	1,476,059	△5,217	1,470,842
セグメント利益	152,331	9,224	161,555	—	161,555
セグメント資産	615,171	89,959	705,131	—	705,131
その他の項目					
減価償却費	51,956	1,125	53,082	—	53,082
減損損失	47,043	—	47,043	—	47,043
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	108,600	1,949	110,550	—	110,550

(注) セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業は、各社が取り扱っている主な製品・サービス別のセグメントから構成されており、「接骨院ソリューション事業」及び「金融サービス事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	接骨院ソリューション事業	金融サービス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,235,101	574,527	1,809,628	—	1,809,628
セグメント間の内部 売上高又は振替高	10,503	—	10,503	△10,503	—
計	1,245,604	574,527	1,820,132	△10,503	1,809,628
セグメント利益	39,643	25,808	65,451	—	65,451
セグメント資産	802,115	105,831	907,946	—	907,946
その他の項目					
減価償却費	51,494	829	52,324	—	52,324
のれんの償却額	2,920	—	2,920	—	2,920
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	80,506	191	80,698	—	80,698

(注) 1. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、新規連結に伴う増加額及びのれんの計上額は含んでおりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

	接骨院ソリューション事業	金融サービス事業	合計
当期償却額	2,920	—	2,920
当期末残高	28,943	—	28,943

(注) 「接骨院ソリューション事業」セグメントにおいて、株式会社ヘルスケア・フィットの株式取得に伴い、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。これに伴うのれんの増加額は31,864千円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	川瀬 紀彦	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接53.4	債務被保証	不動産等賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2	30,000 (注) 3	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が賃借している事務所等の不動産賃貸借契約に対する債務被保証であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

3. 不動産賃貸借契約に対する債務被保証の取引額は、年間賃借料を記載しております。なお、期末における対象債務はなく、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	川瀬 紀彦	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接52.5	債務被保証	不動産等賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2	24,563 (注) 3	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が賃借している事務所等の不動産賃貸借契約に対する債務被保証であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

3. 不動産賃貸借契約に対する債務被保証の取引額は、年間賃借料を記載しております。なお、期末における対象債務はなく、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	153.41円	157.92円
1株当たり当期純利益	72.85円	35.18円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載していません。

2. 当社は、平成29年12月20日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	73,717	35,604
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	73,717	35,604
普通株式の期中平均株式数(株)	1,011,900	1,011,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の付与)

当社は、令和元年6月28日開催の取締役会において、当社の従業員及び子会社の従業員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、ストックオプション制度の内容については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日)
減価償却費	53,592千円
のれんの償却額	2,389

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			四半期連結損益 計算書計上額
	接骨院ソリューション事業	金融サービス事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	1,172,233	355,391	1,527,625	1,527,625
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—
計	1,172,233	355,391	1,527,625	1,527,625
セグメント利益又は セグメント損失 (△)	141,892	△15,046	126,845	126,845

(注) セグメント利益又はセグメント損失 (△) は四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日)
1 株当たり四半期純利益	82円55銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	83,541
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	83,541
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,011,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	令和元年6月28日取締役会決議による第4回新株予約権 新株予約権の数 29個 (普通株式 2,900株)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	64,361	108,752	0.54	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	119,038	273,836	0.49	令和2年～7年
合計	183,399	382,588	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	90,128	74,656	60,346	28,436

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	158,831	115,002
売掛金	67,522	140,829
リース債権	4,881	860
商品	72,412	96,046
前渡金	8,301	3,229
前払費用	13,128	9,991
その他	3,796	18,422
貸倒引当金	△293	△559
流動資産合計	328,579	383,823
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	46,413	47,809
減価償却累計額	△8,277	△11,590
建物附属設備（純額）	38,135	36,219
車両運搬具	12,073	12,073
減価償却累計額	△5,368	△7,601
車両運搬具（純額）	6,705	4,471
工具、器具及び備品	23,393	29,603
減価償却累計額	△7,611	△14,738
工具、器具及び備品（純額）	15,782	14,865
有形固定資産合計	60,623	55,556
無形固定資産		
ソフトウェア	108,949	131,265
ソフトウェア仮勘定	8,640	4,000
その他	435	690
無形固定資産合計	118,024	135,955
投資その他の資産		
投資有価証券	10,200	—
関係会社株式	50,000	120,475
出資金	60	60
長期貸付金	150	11,748
繰延税金資産	73,244	59,810
その他	30,256	18,510
貸倒引当金	△2,946	△2,573
投資その他の資産合計	160,966	208,031
固定資産合計	339,613	399,543
資産合計	668,193	783,366

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	28,542	6,355
1年内返済予定の長期借入金	64,361	108,752
未払金	44,195	37,286
未払費用	24,734	40,436
未払法人税等	9,360	—
未払消費税等	13,791	10,368
前受金	180,191	97,281
預り金	11,643	15,529
賞与引当金	4,830	8,082
その他	261	253
流動負債合計	381,912	324,345
固定負債		
長期借入金	119,038	273,836
資産除去債務	7,281	8,713
固定負債合計	126,319	282,549
負債合計	508,231	606,895
純資産の部		
株主資本		
資本金	164,600	164,600
資本剰余金		
資本準備金	114,600	114,600
資本剰余金合計	114,600	114,600
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△119,237	△102,728
利益剰余金合計	△119,237	△102,728
株主資本合計	159,962	176,471
純資産合計	159,962	176,471
負債純資産合計	668,193	783,366

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
売上高	1,169,671	1,209,065
売上原価	453,257	482,313
売上総利益	716,414	726,752
販売費及び一般管理費	※2 564,045	※2 684,975
営業利益	152,368	41,776
営業外収益		
受取利息	37	※1 312
受取手数料	377	157
固定資産受贈益	—	400
助成金収入	810	—
その他	268	250
営業外収益合計	1,493	1,119
営業外費用		
支払利息	1,931	2,226
その他	—	15
営業外費用合計	1,931	2,241
経常利益	151,930	40,654
特別利益		
固定資産売却益	※3 74	—
特別利益合計	74	—
特別損失		
固定資産除却損	※4 7,654	—
会員権評価損	—	9,999
減損損失	47,043	—
特別損失合計	54,697	9,999
税引前当期純利益	97,306	30,654
法人税、住民税及び事業税	6,919	710
法人税等調整額	26,266	13,434
法人税等合計	33,186	14,145
当期純利益	64,120	16,509

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品売上原価	※1				
商品期首たな卸高		38,457		72,412	
当期商品仕入高		179,834		257,798	
他勘定振替高		5,487		3,774	
商品期末たな卸高		72,412		96,046	
商品売上原価		140,391	31.0	230,390	47.8
II 人件費		36,601	8.1	35,106	7.3
III 経費	※2	276,264	60.9	216,816	44.9
売上原価		453,257	100.0	482,313	100.0

(注) ※1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
工具、器具及び備品 (千円)	1,269	909
販売促進費 (千円)	3,800	2,679
その他 (千円)	418	185

※2. 内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
業務委託費 (千円)	218,958	174,837
減価償却費 (千円)	39,643	35,686
その他 (千円)	17,662	6,292

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	164,600	114,600	△183,357	95,842	95,842
当期変動額					
当期純利益			64,120	64,120	64,120
当期変動額合計	—	—	64,120	64,120	64,120
当期末残高	164,600	114,600	△119,237	159,962	159,962

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	164,600	114,600	△119,237	159,962	159,962
当期変動額					
当期純利益			16,509	16,509	16,509
当期変動額合計	—	—	16,509	16,509	16,509
当期末残高	164,600	114,600	△102,728	176,471	176,471

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のないもの・・・移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

商品・・・総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

4. その他の財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のないもの・・・移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

商品・・・総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

4. その他の財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成30年4月1日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。）における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を翌事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」30,115千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」73,244千円に含めて表示しております。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」30,115千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」73,244千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
当座貸越極度額の総額	270,000千円	270,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	270,000	270,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
関係会社からの受取利息	一千円	258千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
役員報酬	110,160千円	127,010千円
給料及び手当	145,425	216,831
賞与引当金繰入額	4,200	6,955
旅費及び交通費	67,928	72,725
支払手数料	68,898	62,041
減価償却費	10,672	12,478
貸倒引当金繰入額	△1,329	△108
おおよその割合		
販売費	4.6%	4.1%
一般管理費	95.4%	95.9%

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
車両運搬具	74千円	一千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
工具、器具及び備品	3,787千円	一千円
ソフトウェア	3,460	—
その他	406	—
計	7,654	—

(有価証券関係)

前事業年度 (平成30年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式50,000千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (平成31年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式120,475千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成30年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,224千円
賞与引当金	1,477
前受金	46,021
貸倒引当金	990
減損損失	14,385
税務上の繰越欠損金	10,289
資産除去債務	2,226
その他	1,277
繰延税金資産小計	77,892
評価性引当額	△2,629
評価性引当額小計	△2,629
繰延税金資産合計	75,263
繰延税金負債	
資産除去債務	△1,871
その他	△147
繰延税金負債合計	△2,018
繰延税金資産の純額	73,244

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.81%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.65
住民税均等割	0.73
評価性引当額の増減	1.92
その他	0.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.11

当事業年度（平成31年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,143千円
賞与引当金	2,471
前受金	22,050
貸倒引当金	957
減損損失	10,814
税務上の繰越欠損金	25,102
会員権評価損	3,119
その他	2,679
繰延税金資産小計	68,339
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,318
評価性引当額小計	△6,318
繰延税金資産合計	62,020
繰延税金負債	
資産除去債務	△2,136
その他	△73
繰延税金負債合計	△2,210
繰延税金資産の純額	59,810

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率	30.58%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.20
住民税均等割	2.32
評価性引当額の増減	12.04
その他	△1.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.14

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	46,413	1,395	—	47,809	11,590	3,312	36,219
車両運搬具	12,073	—	—	12,073	7,601	2,233	4,471
工具、器具及び備品	23,393	6,209	—	29,603	14,738	7,126	14,865
有形固定資産計	81,881	7,605	—	89,486	33,930	12,672	55,556
無形固定資産							
ソフトウェア	175,484	59,562	—	235,046	103,781	37,245	131,265
ソフトウェア仮勘定	8,640	4,000	8,640	4,000	—	—	4,000
その他	571	426	—	998	307	171	690
無形固定資産計	184,696	63,988	8,640	240,045	104,089	37,417	135,955

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 レセONE端末 2,139千円

ソフトウェア レセONE取得費 30,000千円

ソフトウェア Ligoo POS & CRMシステム関連取得費 22,260千円

3. ソフトウェア仮勘定の減少額は、本勘定への振替高であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,240	3,132	—	3,240	3,132
賞与引当金	4,830	8,082	4,830	—	8,082

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店 (注)1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL http://ligua.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成30年5月1日	株式会社ウィルグループ代表取締役会長 池田 良介	東京都中野区本町1-32-2	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)4	K&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 K&Pパートナーズ株式会社代表取締役松村 伸也	東京都千代田区内神田1-2-1	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)5	39,000	52,026,000 (1,334) (注)6	所有者の事情による
平成30年5月1日	株式会社ウィルグループ代表取締役会長 池田 良介	東京都中野区本町1-32-2	特別利害関係者等(大株主上位10名)	J A I C企業育成投資事業有限責任組合無限責任組合員 日本アジア投資株式会社代表取締役社長 下村 哲郎	東京都千代田区神田錦町3-11	—	15,000	20,010,000 (1,334) (注)6	所有者の事情による
平成31年3月15日	J A I C-ブリッジ3号投資事業有限責任組合無限責任組合員 日本アジア投資株式会社代表取締役社長 下村 哲郎	東京都千代田区神田錦町3-11	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)4	日本アジア投資株式会社代表取締役社長 下村 哲郎	東京都千代田区神田錦町3-11	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)5	37,500	— (注)7	所有者の事情による
平成31年3月29日	川瀬 紀彦	兵庫県芦屋市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	T e a m E n e r g y 株式会社代表取締役中村 誠司	大阪市中央区北浜1-8-16	—	5,500	10,065,000 (1,830) (注)6	資本政策による
平成31年3月29日	川瀬 紀彦	兵庫県芦屋市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	小山 敦彦	大阪市淀川区	特別利害関係者等(当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員)	3,000	5,490,000 (1,830) (注)6	経営参画意識向上のため
令和元年9月20日	川瀬 紀彦	兵庫県芦屋市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	リーググループ従業員持株会理事長 藤原 陽子	大阪市中央区淡路町2-6-6 淡路町パークビル2号館	リーググループ従業員持株会	3,300	6,039,000 (1,830) (注)6	従業員の福利厚生の充実による

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成29年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該

株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）から外れております。
5. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
6. 移動価格は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により算定した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定しております。
7. ファンドの解散による組合財産の分配のため、価格(単価)を記載しておりません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	令和元年6月28日
種類	第4回新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 3,000株
発行価格	1,830円(注)3
資本組入額	915円
発行価額の総額	5,490,000円
資本組入額の総額	2,745,000円
発行方法	令和元年6月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成31年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた従業員との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー方式)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき1,830円
行使請求期間	令和3年7月1日から 令和11年3月30日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。</p> <p>④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>⑤譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。</p>

2【取得者の概況】

第4回新株予約権（ストック・オプション）

取得者：当社従業員及び当社子会社従業員15名、割当株数2,900株

（注）上記内容について、取得者が全て当社従業員及び当社子会社従業員であって、かつ新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下であるため、記載を省略しております。また、退職により権利を喪失したものについては記載しておりません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数 に対する所有株式数の割合 (%)
川瀬 紀彦 (注) 1. 2.	兵庫県芦屋市	528,200	46.96
K&Pパートナーズ1号投資事業有限責任組合 (注) 2.	東京都千代田区内神田1丁目2番1号	87,000	7.73
藤原 俊也 (注) 2. 3.	東京都中央区	74,700 (6,600)	6.64 (0.59)
石本 導彦 (注) 2. 3.	大阪府泉佐野市	69,000 (6,600)	6.13 (0.59)
藤本 幸弘 (注) 2.	東京都千代田区	61,500 (31,500)	5.47 (2.80)
K&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合 (注) 2.	東京都千代田区内神田1丁目2番1号	39,000	3.47
城守 和幸 (注) 2. 5.	大阪市中央区	38,100 (15,600)	3.39 (1.39)
みずほ成長支援投資事業有限責任組合 (注) 2.	東京都千代田区内幸町1丁目2番1号	37,500	3.33
日本アジア投資株式会社 (注) 2.	東京都千代田区神田錦町3丁目11番地	37,500	3.33
糸野 聡史 (注) 2. 4.	大阪府藤井寺市	21,000 (3,000)	1.87 (0.27)
J A I C企業育成投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田錦町3丁目11番地 精興竹橋共同ビル 日本アジア投資株式会社内	15,000	1.33
梅木 智史 (注) 3.	東京都豊島区	15,000 (15,000)	1.33 (1.33)
霜出 翼 (注) 5.	東京都江戸川区	9,600 (2,100)	0.85 (0.19)
文元 達也 (注) 5.	兵庫県西宮市	9,600 (2,100)	0.85 (0.19)
大浦 徹也 (注) 3.	兵庫県宝塚市	9,600 (6,600)	0.85 (0.59)
株式会社ペイフワード	大阪市北区堂島1-6-20	7,500	0.67
畠山 兼一郎	兵庫県宝塚市	7,500	0.67
ネオス株式会社	東京都千代田区神田須田町1-23-1 住友不動産神田ビル2号館10F	7,500	0.67
藤原 陽子 (注) 5. 7.	東京都中央区	6,600 (600)	0.59 (0.05)
小山 敦彦 (注) 6.	大阪市淀川区	6,000 (3,000)	0.53 (0.27)
TeamEnergy株式会社	大阪市中央区北浜1丁目8-16	5,500	0.49
永野 勉 (注) 5.	大阪市鶴見区	4,500 (3,000)	0.40 (0.27)
リーググループ従業員持株会	大阪市中央区淡路町2-6-6 淡路町パークビル2号館	3,300	0.29
小田 全宏	東京都文京区	3,000	0.27

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数 に対する所有株式数の割合 (%)
杉浦 佳浩	大阪市西区	3,000	0.27
恒川 尚	横浜市緑区	3,000 (3,000)	0.27 (0.27)
中西 俊文 (注) 5.	大阪府羽曳野市	1,500 (1,500)	0.13 (0.13)
徳野 喬司 (注) 5.	東京都品川区	1,500 (1,500)	0.13 (0.13)
仲 益史 (注) 5.	大阪市北区	1,500 (1,500)	0.13 (0.13)
文元 江里子 (注) 5.	兵庫県西宮市	1,200 (1,200)	0.11 (0.11)
上村 奈美 (注) 5.	川崎市高津区	1,200 (1,200)	0.11 (0.11)
小藤 あずみ (注) 5.	大阪府岸和田市	1,200 (1,200)	0.11 (0.11)
その他21名		7,100 (6,200)	0.63 (0.55)
計	—	1,124,900 (113,000)	100.00 (10.05)

(注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社の取締役）

4. 特別利害関係者等（当社の監査役）

5. 当社の従業員

6. 特別利害関係者等（当社の人的及び資本的関係会社の取締役）

7. 特別利害関係者等（役員の配偶者）

8. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

9. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

令和2年1月31日

株式会社リグア

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 潔 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神崎 昭彦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リグアの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リグア及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和2年1月31日

株式会社リグア

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神崎 昭彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リグアの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リグア及び連結子会社の平成31年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和2年1月31日

株式会社リグア

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神崎 昭彦 (印)
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リグアの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（令和元年10月1日から令和元年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成31年4月1日から令和元年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リグア及び連結子会社の令和元年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和2年1月31日

株式会社リグア

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神崎 昭彦 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リグアの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リグアの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和2年1月31日

株式会社リグア

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神崎 昭彦 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リグアの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リグアの平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

